

平成23年第4回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成23年12月7日（水曜日）午前9時02分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 浅井武光君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 大獄弘君
16番 池田久男君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦護君
参事	中山豊君	環境経済部長	烏居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部局長 事務局長	長谷寿美夫君
教育長	内田浩君	教育部長	伊藤光幸君
教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君	消防長	近藤弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦勞さまで。

ここで、お諮りをいたします。

本日、議場内において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影をいたしますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内において写真撮影は許可することに決定しました。

写真撮影は、一般質問の質問者を随時撮りますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時02分

○議長(池田久男君) 本日、説明のため出席を求めた理事者は15名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長(池田久男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、14番 伊藤宗次君、15番 大嶽 弘君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(池田久男君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内であります。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、8番、酒向弘康君の質問を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番(酒向弘康君) おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきます。

3月11日の東日本大震災以降、全国各地で防災のまちづくりが強力に進められております。それと同時に、自分を守る、家族の命を守る、救える命を救う、自助・共助・公助といった人の命を守る施策の見直しが行政と地域で協働で進められてきております。その点を踏まえ、人の命にかかわる施策について質問をさせていただきます。

平成16年7月より、自動体外式除細動器(AED)の使用が医療従事者以外にも認められました。そして、本町においても、これまでAEDの設置が進められてきております。

AED、除細動器とは、文字のとおり、心肺停止した心臓がけいれんをしているような状態を電気ショックで正常な心拍に戻す装置であります。2005年開催されました愛知万博では、4人の命を救ったというニュースが記憶にあります。

AEDは、住民の安全・安心を備えるという面から、使わなければそのほうがよいのですが、いざというときのために、助けられる命を助けるために、必要不可欠なもので

あります。今では官民を合わせて全国で32万台を超え、その設置拡大の取り組みが急速に広がっております。

心臓突然死は、マラソンや運動中の事故だけでなく、ストレスや緊張、そして疲労でも起こると言われております。そこで、お伺いをいたします。

現在、町内の保育園・幼稚園及び小・中学校、また町民会館などの公共施設、それと民間の事業所など、町内に何カ所に何台が設置されているのか。それと、現在まで町内でAEDを使用した事例があれば、おきかせをください。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

初めに、AEDにつきましては、設置届、あるいは届け出義務等がございますので、その範疇においてお答えさせていただきます。

公共施設につきましては、32カ所に41台、それ以外、民間等々でございますが、27カ所に40台、計59カ所81台が設置されております。

AEDの使用事例でございますが、スイッチをオンしたまでの事例はございますが、実使用ということはございません。スイッチを入れた状態までの把握しておる件数につきましては、デンソーさんで1件、南中で1件、町民プールで1件との情報を得ております。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 3回の使用例があったということでありませぬ。

その公的な設置レベルというものは、近隣の市町、あるいは県全体などと比較して、どのようなレベルにあるのかをお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、答えさせていただきます。

岡崎市は、ほぼ100%、西尾市も100%、蒲郡市は保育園になしということでありませぬので、80%、県にあっては100%、幸田町にありませぬは84%であります。以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 幸田町は100%ということではないということでありませぬ。

もう一回確認しますが、100%というのは、何に対しての100%か、もう一度伺いたいということと、次に公共施設では、開館中はすぐに必要な場合、使用することができますが、閉館後、あるいは時間外は、そういう施設は施錠されております。そのため、使えませぬ。現在、町内でいつでも使えるAED、この数はどの程度ありますか、その場所と台数についてお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、まず何に対してということと、町の管理しているところございませぬ、38カ所ありませぬ、まだ設置していないところが、高齢者いきがいセンター、荻農村センター、とぼね運動場の管理、野場ふれあいセンター、須美老人

ふれあいセンター 逆川農村センターであります。それを含まないと、町の管理して
おる38カ所は100%となりまして、その部分がまだ設置されていないということであ
ります。

そして、2問目の24時間対応のところでございますが、24時間対応と言いますと、
消防署が1件、そしてこの役場ということになります。この役場の中には、あくまで
も警備員を経由した場合、24時間使えると判断しておりますので、いわゆる24時間
いつでもどこでもとなりますと、今把握しておる段階では、消防署とこの役場とい
うこととであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） すぐに使えるのは2台のみということとあります。

心肺停止の心室細動は、早い段階で電気ショックを与えれば回復しますが、1分救命
がおくれるごとに、7%から10%ずつ生存率が下がっていくと言われております。11
9番通報から救急車の到着までの間の救命曲線によれば、15分が致命的な時間の壁と
言われており、国内の救命率も5%にとどまっております。

町内にある企業の株式会社デンソーでは、AEDを全国の拠点に75台設置し、過去
4年間で8件の心臓停止によるAEDの使用例があり、そのうち7件は救助され、現在、
以前と変わりなく仕事に復帰されているということとあります。

町内で119番通報から現地到着までの時間は、逆川・桐山で12分かかると言われ
ております。蘇生へのタイムリミットを考えますと、残念ながら満足な数にはまだ達
しているとは言えないと思っております。

町としてAEDの設置目標と設置計画が策定をされているのか、それと今後の増設計
画があれば、お聞かせをください。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） お答えさせていただきます。

設置計画と言うよりも、公共施設は100%と考えておりますので、常日ごろから文
書、あるいは議会等、会議等がありましたら、管内につきましては、その旨を伝えて、
設置をお願いしていく次第です。そして、多数の出入りする事業所等、コミュニテ
ィ等々も含めまして、そういうところには、毎年、チラシ・文書等にて依頼申し上げて
いくところとございます。

計画と言うよりも、そのような形を目指して、多数の方の命が助かる場所においての
依頼はしていくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 今回の質問の今後の増設計画に近いものがあればということで、また
お聞かせを願いたいと思っております。

今回、一般質問で取り上げました理由としまして、2カ月ほど前になりますが、私の
ところに1件の相談が寄せられました。

その相談内容は、けさ出勤時、JR幸田駅から西口に向かう通路で人が倒れていまし

た。すぐに発見され、意識がない状態でした。通りがかった人たちと一緒に初期対応に加わり、AEDを探しに幸田駅に行きましたが、近くにはなく、駅員さんに聞きましたが、設置はしていないということでありました。この後、到着した救急車で搬送されました。ぜひ、JR幸田駅にもAED設置の要望をしていただきたいと、こういった内容でありました。

その後、私なりに調査をするため、JR東海のお客様窓口でJR駅のAED設置状況について問い合わせをしました。

それは、愛知県内では、新幹線の駅を含む25駅で128基が設置されているということでありましたが、残念ながら東海道本線名古屋豊橋間では、名古屋駅・金山駅・刈谷駅・豊橋駅、この4駅のみでありまして、岡崎駅・安城駅・蒲郡駅にも設置されていないようです。

また、在来線の列車車両内にも常設はないということではありますが、JRというのは民間の企業でありますので、先ほども消防長が言われたように、特にAEDの設置義務とか基準はありませんが、駅というのは人が行き来をし、多くの人が集まる場所でもあります。幸田町としてJRに対し、町内の現在ある二つの駅と来年できます新駅にAEDの設置の要望をしていただくようお願いしましたが、JRの対応のコメントはどのようなものでありましたか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 御意見をいただきまして、すぐにJRさんのほうへその旨と設置等をお伺いいたしました。

今、言われるとおり、現時点、JRさんのお答えですが、現時点では新幹線は全部、県内においては、名古屋・刈谷・豊橋等々であって、幸田町にも新駅ができて三つの駅があるが、今のところ設置というのは、言葉が足りませんが、徐々にという段階であると、設置する予定ではあるが、いつ何時というお答えはできないが、今、以下の事情をお聞きして、重きを置いて考えるということはいただいております。

しかし、3駅にいつつけるとか、そういうのがありませんでしたので、申しわけございませんが、そういう回答であったということでもあります。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 幸田駅前の交番にも、それから町内の駐在所にも設置していないということです。

京都府警では、パトカーにAEDを導入しており、神奈川県警でもパトカーにもAEDを搭載する方針で、まずは交番への設置を優先させるようであります。

何か異常事態が起こったとき、まず交番、あるいは駅に駆け込むのが人の心理であります。駅前広場は町の管轄でもあります。電話ボックスなどに隣接したような、わかりやすい場所に設置することを提案いたします。

管理面の問題だとかいたずらの問題等々も考えられますが、そういった課題を工夫で乗り越えて、町としての設置の考えはないか、前向きな答弁を期待いたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

御意見は、本当にごもつともであり、署を挙げて進めていく等も考えております。

今、御意見の中のとおり、まず高価なものであるということ、消火器等とは比べものにならないようなもの、それから管理、それからメンテ、それから責任の問題等々を考えますと、なかなかよきことでありますが、進める段階にはしっかり慎重に対応していかなざるを得ないと考えております。

御意見をしっかり伝えまして、当局と、あるいは関係部署・課、子どもも含めた、そういったもろもろ等々考えまして、AEDの進めについては前向きに検討せざるを得ないということで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 慎重にということと前向きということですので、しっかりと対応のほどをしていただきたいと思います。

昨年、大阪市で心肺停止状態の男性に対して救急隊員が救急処置を行おうとしたところ、救急車に取りつけられていたAEDが作動しなかったという事態が起こり、男性は搬送先の病院でなくなったというニュースがありました。

これは特異なケースだったとは思いますが、町が設置した装置のバッテリー、あるいは電極パッド、使用期限、先ほどもありました機能のメンテナンス、こういったものはどのようにされているのか。

それと、学校に設置されているAEDは、校内においてどのような場所に設置され、取りつけるパッドは、小児用もあるのか、学校・保育園の状況についてお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、問いについてお答えさせていただきます。

まず、本件のふぐあい事例があったのは確かでございます。機械ものであり、常日ごろから点検が大切ということで、国のほうからも、また周知がなされております。

バッテリーにつきましては、基本的には5年、連続300回、パッドは2年で交換ということであり、メンテは基本的に毎日やるということでありまして。

小学校・保育園にはパッドがありますが、今、新しい機種においては、小児用も使用できるということでありまして。古いのについては、小児用のパッドが必要となりますが、新しいのは小児用もできるということでありまして。

場所については、各保育園・幼稚園・小学校に依頼しておりますのは、一番使用がしやすいところで保管されているというふうに認識しております。場所、どこのというのは、ちょっと申しわけございません。こちらで把握してございませんので、一番使用できるということで依頼等はさせていただいております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 場所については、体育館だとか校長室の前、職員室の前等々にあるのかというふうに思いますが、使いやすい場所ということで希望をしておきます。

次に、現在、町内のAEDのあるところを調べようとしますと、愛知県のホームページ

ジから見ることができですが、県全体から探さなければならず、幸田町の状況を調べようと思うと、時間が非常にかかります。

効果的にAEDが利用されるためには、設置場所がわかりやすいことが特に重要だと思います。そのためには、町の施設のAED設置情報を取りまとめた情報提供を住民に積極的にしていく必要があると思います。

本町では、まだホームページにAEDマップは載せてありません。他の自治体を見ますと、既に多くの市町が見やすいマップを公布して、ホームページで公開をしております。本町でも、AEDの設置情報をホームページで公開してみたらどうでしょう。

また、他の自治体では、民間が設置しているAEDについても載せております。119番通報後、AEDのあるところを消防署が把握しておれば、それを使うように、救急車の中から到着までの間に指示することも可能だというふうに思います。

また、避難所マップ、現在あります、このマップに掲載するのもいいのかもしれませんが、町内のAEDの設置箇所がすぐわかるように、各家庭で常に目につくところに掲示しておける広報の保存版のようなマップの配布の考えはないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

AEDの設置状況につきましては、今言われたように、県のホームページには載ってございます。町の関係にしましては、設置をホームページに関係部署・課と協議して、前向きにホームページに載せるようにしていきます。

それから、次の件でございますが、毎年、救急車の適正利用ということで、全戸に配布しているチラシがございます。その裏面には、ことし、AEDの設置状況を載せていきます。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

次に、消防庁のまとめでは、2009年、一般の人が心臓停止した症例の瞬間を目撃したのは2万1,112件あったということです。そのうち一般市民がAEDを使ったケースが583件で、その1カ月後の生存率は44.3%ということで、AEDが近くにあれば助かる確率は4倍以上ということでもあります。

最近では、サッカーの元Jリーガー日本代表の松田直樹選手が心筋梗塞で亡くなりました。AEDがあれば助かったかもと言われております。

松田選手が入院した高度救命救急センター長は、心筋梗塞を起こしたらAEDを使えば助かることは我々には常識だというふうに述べていました。

また、東京マラソンでは、参加したタレントが倒れ、心肺停止で意識不明になり、AEDを施され、病院へ搬送されました。その後、幸いにも意識を取り戻し、今はもとどおりタレント活動も行っておられます。

そんなことから、全国でイベントやスポーツの大会などで貸し出しをするAEDのレンタル制度が広がっております。県内でも、常滑市・小牧市・日進市など多くの自治体

が取り入れております。田原市では、日本赤十字社愛知県支部の交付金で、このAEDを購入したものをレンタルに充てているということでもあります。本町も、AEDのレンタル制度導入を提案いたしますが、町の考えについてお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、貸し出し余裕のAEDは今のところございません。実施するに当たっては、数台等々購入しなければなりません。先ほどから同じことで恐縮ですが、管理面・運用面・責任面、非常に現時点では難しい状況にあるということだけ御連絡します。使用に当たっても、普通救命講習の受講者であるというような条件もつきます、基本的には。そういった面で、レンタルについては検討はさせていただきますが、現時点ではなかなか難しいという言葉でよろしく願いいたします。

また、レンタルをしておる市町村も、今言われたとおりあります。田原市が市役所の中の福祉課の日本赤十字社愛知県支部で2台ほど購入して、いろいろな条件をつけてレンタルをしているとの情報も得ております。そういった面をもう一度考えて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 非常に難しいということではありますが、実際には愛知県内の市町でもやっておるということですので、やれない理由を考えるのではなくて、やれるためにどうしたらいいかというような前向きな姿勢でお願いしたいというふうに思います。

AEDの普及と合わせて、実際の救護の場でAEDが効果的に利用されるために、指導、あるいは講習会等々が必要だというふうに思いますが、日本全体では応急手当を自信を持ってできる人は決して多いとは言えません。本町のAEDを使える人の割合はどのようでしょうか、また一般への講習会開催など、現状と計画があれば、お聞かせをください。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） お答えさせていただきます。

講習会等々につきましては、平成10年から平成22年、昨年までであります。延べ8,000人の町内の方々に受けていただいております。一般対象としましては、消防署が実施したのは、8月・9月の2回やっておりますし、要望があれば常に対応しております。

ちなみに、昨年の幸田町の講習を受けた人の状況でございますが、普通救命講習、これはAEDが主であります。普通救命講習が900名、その下の、言葉が足りませんが、ちょっと1時間、2時間程度の救急法、これもAEDを中心としておりますが、その方々が700名であります。1,600名ほど受けております。

計画としましては、普通救命講習を1,000名以上、救急法も1,000名以上というふうに考えております。国の指導では、大人の2割程度ができる状況、幸田町3万8,000人、4万人弱でありますので、その数字に持っていきたいとは思っております。計画としては、普通救命講習が1,000名以上というふうに思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 町なかにAEDが目につく状況までに設置を進めるということと同時に、それを使える人を育てていき、いつでも、どこでも、だれでもがAEDを効果的に使用できる環境を整えることが望ましいというふうに思います。

だれにでも起こり得る突然の心肺停止、この7割が自宅で起きていると言われていません。現状の設置場所は、夜間など使えません。24時間あいている施設や事業所や店舗などへの設置が望まれます。これには、当然、事業者や店舗経営者の協力、あるいは理解が必要となります。

神戸市がAEDを設置した事業所や店舗に、「まちかど救急ステーション」という表示をする制度を導入いたしました。これは、通行人などが不慮の事故や急病で呼吸・脈が停止する重篤な状況になった場合、すぐにあるまちの「まちかど救急ステーション」に設置したAEDを市民が使用して救命できる体制を推進するものでありまして、神戸市で現在82カ所が認定されておるといふことでもあります。そして、愛知県の豊田市も、まちかど救急ステーション制度に現在取り組んでいるといふことでもあります。

また、静岡県三島市では、行政指導で市内のコンビニエンスストアとファミリーレストランの24時間営業店の83%にAEDを設置しているといふことでもあります。これはリース契約方式で、月当たり4,000円程度だといふことでもあります。

さらに、神奈川県大和市、あるいは武蔵野市なども、コンビニの経営者と交渉を進め、設置の実施に取り組んでいるといふことでもあります。

ここで、町長にお伺いをいたします。本町には、24時間営業のコンビニエンスストアも数多くあります。設置が実現すれば、店舗を利用する人だけではなくて、近隣に住む人、近くにいる人がすぐに使うことが可能です。設置推進の考えと、それとまた民間事業所などへの設置助成の制度づくりについても、町長が目指され、住民が一番望んでいる安全・安心なまちづくりのために、町内にさらなるAEDの設置拡大についてのお考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 酒向議員からの「人の命を大切に」という質問でございます。

今、全体的な概要につきましては、消防長のほうから回答させていただきましたけれども、特にAEDそのものを使う以前に、人の蘇生術というものをまず前段でやった後にAEDを使うというのが基本的な流れであろうといふふうに思っております。単に、AEDを持って行って、すぐそこで体に装着すればいいといふんじゃなくて、蘇生術をやらなければいけないといふふうに思っております。

そういうことで、全体的にはそういう蘇生術等々をある程度研修を得た方が使えるということが大前提になろうかといふふうに思います。

いろんな意味で、AEDにつきましては、非常に命を助けているといふことはいろんな面で聞いておりますので、私自身も、町内の施設すべてにといいますか、公の施設に優先的に100%に近くなるようにまず設置を義務づけるといいますか、していきたいといふふうに思っております。

それから、JRの駅だとか、公共的な施設については、こちらから働きかけまして、

設置いただくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、コンビニにつきましても、リース料も先ほど4,000円ぐらいという話でございますので、コンビニエンスの協会とか、そういうところに話しかけて、町内のそういうところに設置いただくように、これもお願いをしていきたいなと思っております。

今後におきまして、ふやすために、酒向議員が、今、助成をとという話があったわけがありますけれども、これにつきましても、全体的なそういうコンビニエンスストア協会等々の話をしまして、先ほど消防長が言ったような形でよく検討させていただきまして、これも前向きに進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 前向きにということであります。

当然、人の蘇生術拡大というのが大前提でありますので、それについても今から質問してまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

次の項目であります。心肺停止患者に対して一次救命処置をするAEDの使用と、先ほど町長からありました心肺蘇生をするCPRと言われる、これらを合わせてBLS（ベーシック・ライフ・サポート）と呼ばれる救命処置行動がございます。このBLSによって命が救えるという、命のとうとさを学んでいくことも重要であると考えます。

その一例として、幼年期から段階を追って命のとうとさに触れ、高学年に進んでいくごとにAED講習や心肺蘇生術を学んでいくという、アメリカシアトルでの「命の教育システム」というのが大きな成果を上げているというふうに聞いております。

今、毎日のように、新聞・テレビでは、簡単に命が失われていくニュースを耳にします。一度失ってしまった命は二度と戻らないということを経験することは、いじめや虐待も少なくなるということというふうに思います。

このように、命の大切さについて、教育の現場でしっかりと教えていくべきだということに思います。まず、学校や保育園の先生、職員へのBLS、この講習について、現在、どのように行われているのか、お聞かせをください。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、小学校の先生、中学校の先生には、全員の教師の方には普通救命講習を受講させていただいております。養護教諭の先生には、応急手当の普及員、また二つランク上の形をお願いしております。

保育園につきましても、以前は園長さんに実施しましたが、今後は全員の方に実施していくよう、関係課と協議して進めたいと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 多くの先進諸国では、このような教育が小・中・高で行われており、黒板の上の教育や教科書だけではなくて、実際に倒れたとき、あるいは血があふれ出たとき、人はどうなるのか。隣の人や大切な人がそうなったとき、かけがえのない命について考え、助け合う気持ちの大切さ、社会でのルールなどを理解することを目的として

おります。

我が国も、平成14年に学習指導要綱が改定され、CPR、心肺蘇生法の教育が盛り込まれました。これは、命の大切さを身を持って感じてもらうことと、社会の一員として救命技術を身につけること、そして災害時に地域の中で落ちついて行動ができること、この一石三鳥の効果が期待できるものと考えます。さらに、この取り組みを毎年続けることで、地域に若い救命活動の担い手が育つことにもなります。現在、学校でのBLS教育の現状について、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 町内小・中学校のBLS教育の現状についてでございますが、現在、小学校におきましては、BLS教育を授業では展開しておりませんが、けがの対応であるとか、救命、命を救うことへつながる学習は進めております。

高学年におきましては、保健体育の授業の中で、けがの防止につきまして理解し、けがの簡単な手当てを学習しております。

また、中学校では、全学年におきまして、保健体育の授業の中でけがの防止について学習をしております。

また、心肺蘇生法等の応急手当の実習でございますが、これにつきましては、各学校とも消防職員を招くなどして、1・2年で合計5時間程度、これはAEDの扱い方も含めて実習を実施しております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 中学校ではやられているということでありませう。

もし倒れた人がいて、だれかがAEDを取りにいき、AEDが到着するまでの時間、あるいはそのAED自体がないとき、心肺蘇生法（CPR）、これを行うことが極めて有効な手段です。

2年前、小学校6年生の男の子が救急車から電話で指示を受けて、心肺蘇生を実際にこの子が行い、自分の実のお父さんを救命したことが報道されました。子どもでも人の命を救うことができたのです。

1年間に11万2,000人以上の人が突然の心肺停止に陥ると言われています。これらの人すべてに早期の心肺蘇生法（CPR）とAEDが使われれば、半数以上の6万人が救命されるのです。

義務教育の時期に一人でも多くの命を助けるために、この心肺蘇生法を広め、対応できる人を育てることが重要です。私の体験からも、特に小・中学校で習ったこと、身につけたことは、大人になっても体が覚えていることが本当に多くあります。

命をつなぐキーチェーン、心肺蘇生音声誘導器（ERV）というものがございます。これが実物でございます。いろいろ調査をしている中で、これを見つけ、一つ1,000円で購入をいたしました。

まずスイッチを入れますと、1分間に100から105のリズムが鳴ります。心肺蘇生の手順が音声で流れ、案内をします。リズムと同期して、押す位置、この真ん中の部分から光が出ます。とっさの場合、慌てたり、救命講習を受けたが忘れてしまったかも

しれないという人に、反復練習用としてもとても重宝されるすぐれものであります。こういうものもぜひ参考にされ、活用されたらというふうに思います。

救命講習として緊急救命のコンテストも行われているところもあります。国連の関連組織である世界安全機構公認の講習プログラムの活用など、いろいろ工夫した救命講習を実施する考えについて、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

消防には、消防法に基づいたカリキュラムがあります。それに基づいて救命講習を実施しております。今、お聞きした、いろいろな講習をしている機関などがあるやに今お聞きしましたので、問い合わせして、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 岐阜県の関市では、市内すべての中学1年生に、これは900人ほどだということですが、CPR、AED学習教材を配布し、授業で使用した後に、教材を持ち帰り、家族や友人に学んだ内容を教える、このことを夏休みの宿題として与えるというプロジェクトが平成20年度からスタートしたということで、まず生徒たちは保健体育の授業で教材に入っているDVDを見ながら心肺蘇生とAEDをまず学びます。そして、夏休みの期間中にこのキットを自宅へ持ち帰り、今度は家族のみんなでトレーニングを行うというものであります。夏休みが終わった後の親子感想文には、家族みんなで命について話す機会と時間が持てたという感想が多くあったようであります。

関市のこのプロジェクトは、救命率の向上だけではなくて、心の教育という面でも大きな効果が期待できるものであり、全国への普及が期待されておるといっております。このほかにも、親子で参加対象のAEDの使い方を学ぶ講習も全国各地で開かれているようであります。

そこで、地域の防災力向上の観点からも、親子を対象とした普通救命講習を事業に取り入れてはどうでしょうか。知識の吸収力旺盛で敏速な行動ができる若い世代がしっかりとこうした救命講習を身につけ、役立てる。親子で講習を受けたことが親子のきずな、さらには将来への自信にもつながっていくものと思います。そして、何より救命処置をする父親、あるいは先生を見て、また逆に親から救命行動をする我が子の姿を見て、どれほど頼もしく心強く見えることでしょう。

これら関市の事例や全国各地での講習会などを参考に、夏休みや年1回あります親子活動の日などでBLS教育、少し触れたりすることは効果的かと思いますが、そのお考えについてお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 親子を対象としたBLS教育について御提案をいただきました。命の大切さや救命への対応を親子でともに学ぶことは、親子のきずなを深め、非常に大切なことと考えております。

関市の事例につきましては、御紹介いただいたわけですが、現在、中学校では保健体育の授業の中でBLS教育を実施しておりますので、現状のままの対応として

いきたいと考えております。

小学校では、学校保健委員会などの機会を活用いたしまして、親子で健康で安全な生活を送るための学習を現在行っておりますので、この内容は、例えば歯磨き指導とか、バランスのよい食事等がテーマとして取り上げられているわけですが、一次救命の学習につきましても、テーマの一つとして検討するように各小学校に伝えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 小学校でもぜひ取り入れていただければというふうに思います。

命の大切さの教育とともに、3.11の大震災以降、助け合うこと、人の命の重さ・とうとさを理解させることは、教育の原点であり、どれほど強調してもし過ぎということはないというふうに思います。

いじめ問題やその他の教育問題、また物を大切にすることにもつながっていくというふうに思います。

先日、中国で起こったひき逃げをされた女の子が道路に横たわっておりました。そして、これを通行人が見て見ぬふりをして、助けずに放置していた事件は、日本でも報道され、世界じゅうの話題ともなりました。教育の重要性を再認識することにもなったというふうに思います。

最後に、人の命の大切さを教える教育の必要性・重要性について、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 愛知県教育委員会が県内の各小・中学校に示しております学校教育の基本的理念というものがございます。

この第1項目めに、「いのちを尊び、こころやからだを鍛え、たくましく生きる力を養う」とありまして、真っ先に命の大切さをうたっております。本町の学校教育展開の指針も、「命を大切にすると心の育成」を掲げているところでございます。

御指摘のように、子どもたちに命の大切さを教えることはとても重要なことだと思っております。命を大切にすると教育を進めることにより、子どもたちは自分自身を価値ある存在だと認め、自分を大切に思う自尊感情が高まりますし、また相手を大切に思う思いやりの心を持つこともできると思っております。

東日本大震災において、多くの人の命が犠牲となりました。子どもたちは人の命の大切さをいつも以上に感じていることと思っております。今後とも、命を救う教育を含め、命の教育を大切にしていきたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田久男君） 8番、酒向弘康君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時46分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 通告してあります3件について、質問をしてみたいです。

まず第1番目に、第5期介護保険事業計画について、安心できる介護保障のために質問をしてみたいです。

平成24年度から26年度を計画期間とする第5期介護保険事業計画の策定に向けて、今、準備、取り組みがされております。9月議会でも、この問題につきまして一般質問をしてみました。9月議会では、国のソフトを活用して計画に盛り込むことで進めているということでありました。計画策定に向け、現在の進捗状況について伺うものがあります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 現在の第5期介護保険事業計画の策定に伴っての今の進捗状況というお問い合わせでございますけれども、第1号被保険者に係ります保険料の部分も含めまして、現在、高齢者福祉計画等の推進委員会を持っておりまして、この計画期間中におけます介護サービスの事業量、こういったサービス量の見込みなども御審議をいただき、現在、その内容を詰めておるところでございます。

今後につきましては、今後、パブリックコメントを2月中には行わせていただきまして、事業計画の年度内におきましての報告を議会のほうにも御報告を申し上げ、保険料等につきまして、関係条例の一部改正、こういったものを3月議会に上程をさせていただくスケジュールで、今、進めさせていただいているところでございます。

ただ、国のほうの非常に情報というものがおくれておる関係もございまして。私どもとしては、そういった情報収集に努めまして、4月の計画期間のスタートに間に合わせていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） パブリックコメントが2月中ということでありまして、2月では非常に遅いのではないかとというふうに思うわけですが、こうして国のほうがおくれておるということで、ずれ込むということでありまして、少なくともこのパブリックコメントについて言えば、1月中には行いながら、そして住民の意見聴取という、こういうふうに進めていき、そして再度、改善する、こうした取り組みが必要ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、そうした点で、このサービス量や事業量の見込み等はなかなか進んでいかないということなのか、それともどのような形の中で進められているのかということでありまして、その点、具体的にはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今申し上げましたように、非常に国のほうの情報がおくれておると、特に今回、創設をされております総合事業というような新しい制度の状況も

ございます。そういった内容というものが漏れ伝わるということが、非常に今、我々もホームページ、またそして国のほうにおけます直接会議などにも職員を派遣をいたしまして、そういった情報収集に当たっておるわけでございますが、なかなかその辺の情報というものがいまいまだ伝わってくるのが遅いというような状況がございます。

保険料の関係につきましては、見込みでいきますと、国によりまして報酬改定、また事業計画の指針等が公表されるのが1月末ごろになるのではなかろうかということはお聞きしております。

そういったことも関係いたしまして、どうしてもやはりパブリックコメントというのが2月中にずれ込むといったような関係もございまして、その辺につきましては御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 改正介護保険法では、介護給付費を抑制するために、要支援1・2、この人たちの市町村の裁量、あるいは任意で介護保険から外す、介護予防・日常生活支援総合事業に置きかえていく制度に変えられてまいりました。

先ほど総合事業ということでは言われましたけれども、この総合事業は、介護保険とは別枠の地域支援事業の一環とされるものでありまして、その費用は介護給付費の3%以内という上限もつけられているものであります。

この介護保険の指定サービスではないために、人の配置や設備、あるいは運営などに基準というものが厳格に定められてなく、安上がりで不十分なサービスが予想されているという、こういう内容のものであります。

現在、要支援1・2の人、この方たちは介護給付として介護保険の中に組み込まれて、ヘルパーの派遣事業や家事援助、デイサービス等の利用ができるわけでありまして。総合事業が導入をされますと、市町村の判断という形の中で、介護の切り捨てができると、こういう内容になっているわけでありまして。

ですから、こうしたそもそも福祉事業で今対応しているような内容のものをこの総合事業ということで、要支援1・2の人たちを介護外しをしていく、こういう内容になっているものでありますので、町としてはどのようにしていくのか。私は、総合事業による軽度者切り捨てはすべきではないというふうに思います。そうした点での考え方を伺うものであります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、今、議員の御指摘のような内容で、今回、新しい制度として創設をされました。

そういった中で、要支援、また要介護、こういった方々の切れ目のない利用を図っていくということが一つの目標ということがあるわけでございますけれども、介護予防の二次予防高齢者なども含めまして、広範囲な対象者が保険適用ができる制度ということで、一部期待する部分もあるわけでございますが、何に対しましても、この新たなサービスを提供していく基盤というものの充実が必ず必要な部分でございます。

こういったものが不十分でありますと、やはり要支援者のサービス提供内容の低下に直結するというようなことにもなりかねません。国の財政負担、こういったものが、先

ほど3%といった地域支援事業でいきますと上限があるわけでございます。こういったものが枠を拡大していただけるということがなければ、この経費というものは、超えたものにつきましては、すべて市町村が負担をするというようなことにもなってくるわけございまして、こういったような関係もございまして、この総合事業の取り組みについて、近隣の市町村の状況もちよっと今確認をいたしておるわけでございますが、なかなか踏ん切りがつかないというのが実情でございます。

また、この時期になりましても、そういった状況、今の限度額の問題だとか、そういったことも検討はされておるといふ情報は来ておるわけでございますが、はっきりした結論が出てきていないというような状況でございます。

こういったことから、4月に実施するというのはもうタイムリミットを過ぎておるのではなかろうかといったようなことがございます。期間中に、またその状況というものを確認した上で、事業計画、4月ではなく、年度期間内におきましてそういったものが取り組めるかということも引き続き考えていくような事態になるのではなかろうかといったようなことも考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、4月からの実施というのはちよっと非常に苦しい、そういったような認識を持っておるところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国のほうの情報がおくれている、こういう状況の中で、総合事業にかかわる分野がなかなかわからない、はっきりしない。こういう中で、タイムリミットがもう来ているというようなことでありますけれども、そもそもこの総合事業について言えば、市町村の判断で選択できる、こういうものであります。利用者が選択できるというものではない。ですから、そうした点で言えば、市町村がこれは介護保険でやる、これは福祉事業でやる、そうした総合事業には取り組まない、こういうきっぱりとした態度で臨んでいけば、何もこうした問題は起きないというふうなものでありますので、そうした点からすれば、第5期の介護保険事業計画について言えば、総合事業は実施をしない、こうした態度で臨んでいただきたいというふうに思います。そうした点で、再度の確認でございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 先ほども申し上げましたように、非常にその内容的な部分というものが確認ができない部分も非常にあるわけでございます。近隣におきましても、安城市ですとか、碧南市、刈谷市、知立市、高浜市、また西尾市などにおきましても、現在のところ計画に取り組む予定がないというような情報も聞いておるところでございます。

ただ、配食サービス、また徘徊の見守りだとかといったような、またそれから本町でも実施をいたしております生きがいデイサービス、こういったような部分を、こういった総合事業の中で取り組むということによって、市町村の財政負担というものも若干軽減がされるというような状況もございまして、こういったような状況をまた判断をいたしまして、そのときの対応につきましては、今後、また慎重に考えていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在、幸田町では、配食サービスを実施をしているわけでありませぬけれども、この配食サービスについて言えば、福祉事業の中で取り組んでいるものがあります。社会福祉協議会が取り組んでいるわけでありませぬけれども、この配食サービスについて言えば、これは特に要支援とか、そういうことでなくても、ひとり暮らしのお年寄りや、そうした方たちも利用できる、従来どおりそうした事業としてやっていく考えがあるかどうかについても、再度伺いたいと思います。

次に、特別養護老人ホームの施設整備の計画を盛り込むかどうかについて伺うものがあります。

現在、幸田町の特別養護老人ホームの待機者、2011年の4月現在で89人となっております。西三河南部地域は、県下でも2番目に待機者の多い地域であり、計画にこの特別養護老人ホームの施設整備を盛り込む、この提案でございます。

9月議会の折には、県に建設要望を働きかけているというふうに答弁がされましたけれども、その後、計画に盛り込む、その確固とした判断ができるのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

また、今度の改正介護保険法について言えば、地域包括支援センター、これを充実をさせていく、こういう内容になっているわけでありませぬ。幸田町では、これが1カ所、しかも社会福祉協議会に委託であります。町の職員も派遣をしながら運営をされているわけでありませぬけれども、今度の第5期の事業計画の中で考えられると、とても手いっぱい相談活動もできない、こういうような人の配置であります。本来ならば、中学校区ごとに1カ所と、こうした基準があるわけでありませぬので、そうした点で、増設をする、その考えについて伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まず、配食サービスの関係でございますが、これにつきましては、この改正介護保険法に基づく総合事業の中で取り組んでいくのか、また町としての独自の制度としてこれまでどおり進めていくか、いずれにいたしましても今後も引き続き続けていくことに変わりはございません。

ただ、これによって、この総合事業の中で、これが私どもが考えるものであるということになれば、これは国のほうの一部負担という、介護保険法の中での負担がいただけるというような形にもなってくるわけございまして、現状の100%町の負担ということではなくて、そういった援助も得られるということになれば、この配食サービスというものの充実にも若干はこれが影響させていただけるんじゃないかなということも思っておるところでございます。いずれにいたしましても、今後も続けさせていただくつもりでございます。

それから、特別養護老人ホームの関係でございますけれども、今、議員がおっしゃいましたように、この南部東圏域の中におきましては、非常に県内におきましても待機者が多いという新聞報道がなされたところでございます。

そういった観点の中で、私どもとしても、現在、県のほうにも要望はさせていただいておりますけれども、問題となるのは、やはり岡崎との関係というも

のが一つ、圏域の中では岡崎市と幸田町だけでございますけれども、その中での調整というものも必要になってくるわけでございまして、現在、そうした岡崎の建設計画、こういったようなものとの関係というものをどういうふうにしていくのか、保険料の影響も当然出てくるわけでございますので、その辺のところの詰めをさせていただいておるといふ状況でございます。

それから、包括支援センターの関係でございますけれども、厚生労働省からの配置基準でいきますと、第1号被保険者がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、それから主任介護専門員、こういった人たちを各1名以上配置するというようなことが規定されております。

本町では、第1号被保険者が23年の10月末現在で6,468人ということでございまして、その他職員も含め4名体制は、現在、適正な状況にあるというふうに理解をいたしております。

ただ、今後の、先ほど来から出ております事業の拡大、こういったようなことがなされていきますと、やはりそういった支援センターのほうの負担というものも非常に大きくなっていくことも事実でございます。それらにつきましては、今後の中で機能の強化、こういったことも図っていく必要があるのではなからうかというふうに考えておるところでございまして、今後の検討課題というふうに思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 特養の建設計画でありますけれども、要は、岡崎と幸田の調整ということで、計画に盛り込むかどうかはまだ具体的にないということでありまして、幸田町内で言えば、本来、町内の方たちの待機者をすべてを入れるとしても、やはり1カ所ふやしていかないと、なかなか順番が回ってこない、こういうことでございます。

ですから、今まで従来どおりの特養ではなくて、小規模多機能という形の中でも十分できるのではなからうかというふうに思うわけであります。そうした点で、どう調整をしていかれるおつもりがあるか、その点についても伺いたい。

次に、地域包括支援センターでありますけれども、現在、これが強化をされてくると、今の人員体制の中では、ケアプランづくりだけで追われてしまう、なかなか相談活動にも出かけられない、こういうような人員配置でございます。

そうした点からすれば、増設を考えていくべきではなからうかというふうにも思うわけでありますけれども、あるいはまた人の配置も行わなければとても今後の対応ができていかないというような人員配置でございます。その点では、どうしていくおつもりがあるか、伺いたいと思います。

次に、保険料の関係であります。

この保険料の関係も、先ほどの答弁の中で、若干言われましたけれども、幸田町の介護保険料は、第4期の基準額は3,500円でありました。第3期の基準額と比べて、第3期は3,200円という中で、9.4%の引き上げになりました。

国は、第5期の介護保険料が平均5,000円を超えるというふうに試算をしているわけでありまして。この国の基準が示され、そして幸田町との比較をしながら考えていく、

事業量を盛り込む中での保険料を考えていくと、幸田町の第5期の介護保険料も引き上げというような予想がされるわけでありますが、この保険料の軽減のためには、私は現在の高齢者の置かれている状況から考えれば、引き上げをしないということを求めるものであります。

そのために、今回の法改正で取り崩しが可能となった県の財政安定化基金の活用をし、さらには介護準備金の今まで以上の取り崩し、こういうことで引き上げをしなくて据え置きということでできないかという問題でございますけれども、その点についてお聞かせいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まず、特別養護老人ホームの関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、岡崎市との今調整をさせていただいておるところでございます。

私どもとしても、やはりそういった待機者がお見えになるということにつきましては、これは何とかこの辺をクリアしていくような体制をつくっていく必要があるのではなからうかということで思っておるところでございます。

今、小規模の施設をどうかというような御意見もいただきましたが、現状といたしまして、今、特養が不足しておるとような報道もされておるところでございます。可能であれば、今、第5期の計画に盛り込んでいきたいという気持ちを持っておるところでございます。

具体的なことにつきましては、まだそういった調整中でございますので、ちょっと触れることはまだ差し控えたいと思っておりますけれども、そういった気持ちであるということだけは御理解をいただきたいと思っております。

それから、地域包括支援センターの関係につきましては、先ほど申し上げましたように、一定の基準というものは設けておるところで、適正な配置基準にはなっておるというふうな認識はいたしておりますが、御指摘のとおり、需要量というものが非常にふえてきておるということも事実でございます。

そうしたことの中で、人員配置、それを今の支援センターを中学校区、三つのセンターにふやすといった考え方まではちょっと今持っておられませんけれども、その体制として、人員配置とか、そういったような形ができるようなことについては、今後、社協ともいろいろとその辺について協議をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

それから、保険料の関係でございますが、先般の議会でも御指摘をいただきました。国の今の算定の試算の計算式に当てはめると、本町でいきますと4,200円程度というようなことも申し上げたかと思っております。それをやはり基金の関係、今現在1億1,200万円ほどの基金残があるわけでございます。それと、今もまた議員からもお話がございましたように、県の安定化基金の取り崩し、こういったようなことも可能になるわけでございますので、そういった資金なども有効に活用させていただきまして、引き上げということにつきましては、これは各市町村とも今の現状の中では避けられないのではなからうかというふうに思っておるところでございます。

ただ、その上げ幅というものがどのぐらいになるのか、4,000円をボーダーラインとして、それをいかにどの程度まで抑え込めるかというようなことで、今、調整をさせていただいておるといふことでございます。高齢者の方々の御負担が少しでも抑え込めるように、我々としても最大限の努力はしていきたいということを思っておるところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在の基準額の3,500円を据え置きにすると、この額について維持をしていくためには幾ら必要なのかということでございます。

現在の介護準備基金が1億1,276万円、こういう基金でございます。本来、介護準備基金というのは、3年ごとの中で不足をしない、そのための基金でございますので、本来ならば1期1期ごとにきちっと対応していくと、こういう内容になっているというふうに思います。

ですから、そうした点からすれば、今回、すべて取り崩しをし、そしてさらに一般会計からも繰り入れていく。また、同時に現在の保険料区分というのは8段階で、1.75の最高倍率となっております。これは、名古屋市は2倍ということになっているわけでありまして、こうした所得に見合う保険料の徴収基準、こうしたことへと改善をすることによって引き上げをしないという、こういう取り組みにはできないかという問題でございますけれども、その2点についてお尋ねします。

幾らあれば据え置きができるのかということでもあります。また、応能割を課すことによって、それが維持できないか、さらには一般会計からどれだけ繰り入れれば据え置きができるかと、この3点の金額をお答えいただけるものでしたら、お答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 金額につきまして、今現段階で幾らということは、ちょっと申し上げにくい状況だと思います。

それはなぜかと言いますと、やはり新しい制度の取り組み、こういったようなものだとかというようなことで、非常に試算が難しいという今の状況でございます。我々としては、そういったものの状況が確定次第、先ほど申し上げました、国のほうとしては大体1月末ぐらいには、そういった保険料の関係というものも出てくるかということがあります。そういったものによりまして、最終的な判断をしていきたいということですが、現段階のその辺の所要額というものにつきましては、御容赦をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 所要額がわからないのであれば、据え置きできる努力、そのための内容等をこれから詰めていただきたいというふうに思うわけでありまして、そのためには、やはり厚労省が示している、この一般会計、これは市町村の判断にもなるわけでありまして。とりたてて一般会計から繰り入れをしても、これはペナルティーが科せられるというものでもないわけでありまして、そうした点からすれば、やはりこの一般会計からの繰り入れがなければ抑えられないというふうになってまいります。そうした取り組みができるかどうか、再度、お尋ねいたします。

次に、介護保険料の減免制度の充実であります。

幸田町の減免制度は、第4期のときに、この基準額が引き上げられてまいりました。これをさらに階層を広げていく、そうした取り組みも必要ではなかろうかというふうに思うわけでありまして。それが、幸田町で言えば、160人近い方たちの減免があるわけでありまして、それでもまだまだごくごく一部でございます。せめて、第3段階までの引き上げというような形の中で取り組む必要があるのではなかろうかと思っております。そうした取り組みの中で、この充実を求めるものでありますけれども、お尋ねしたいと思います。

次に、5歳児健診について伺います。

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害児の早期の発見や支援が市町村の責務となりました。幸田町では、保育現場から5歳児健診の実施の必要性・重要性が声として上げられてまいりました。そのために、私もこれまでに2回の一般質問も行い、なかなかその前進が見られないわけでございます。子どもたちの発達障害は10人に1人とも言われている中で、その取り組みをぜひとも進めるべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして。責務となったということにつきまして、町としてはどのように認識をしているか、お尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 介護保険料の引き上げをしないためというような御質問でございますけれども、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、基金など十分、そういったものを活用するなどして、保険料の少しでも引き上げの抑制というものを図っていきたいということが私どもとしての今思っている立場でございますということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、減免関係でございますけれども、所得階層ですとか、保険料の所得階層、またそれから減免制度につきましても、国のほうではそういった部分を今検討されておるといような情報はいただいております。ただ、それが具体的にどういうふうな形になっていくのかということまでの、まだこれも非常に辛いところであるわけでございますけれども、そういったものが見えてこないというふうなこともございます。

こういった国のほうのそういった軽減策、また介護保険料の徴収の所得段階、こういったようなことも、そういった情報が入り次第、また町としての考え方をまとめていきたいというふうに思っておるところでございます。やはり、加入者間の均衡ですとか公平性にも配慮をしていかなければならないということでございますので、慎重に判断していきたいということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、発達障害の関係でございますけれども、今御指摘のございましたように、平成17年の4月に発達障害者支援法がスタートをいたしましたわけでございます。

この法律の中では、必要な支援が届きにくい状態となっております発達障害、こういった方々に対しましてのケアというか、そういったものの定義もされ、そのライフステージに合った適切な支援が受けられる体制を整備するとともに、障害が広く国民全体に理解していただけるような、そういったものを目指すといたした法の趣旨になっておろうかというふうに思っております。

我々としても、そういった障害をお持ちの方々に対して切れ目のない支援ができるよ

うな体制づくりに努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 切れ目のない支援ということでございますけれども、5歳児健診は、保育園や幼稚園等の5歳児を対象に実施をするというものであります。いわゆる年中児を対象とするものであります。

幸田町では、3歳児健診から就学時健診までの間の、この幼児期後期、この部分がかなりのブランクがあります。そのために、この5歳児健診を実施をすることによって、3歳児健診では見つからない発達障害を発見をすることができると、こういう内容になるものでありまして、この5歳児健診の重要性が言われているわけでありまして、

それと同時に、この3歳児健診から就学時健診までの間の幼児期後期の健康状態や運動、栄養面、視覚や聴覚などの問題の発見にもつながることと同時に、すべての子どもたちの健やかな発達保障を取り組む、こういうことも効果として上げられるわけでありまして、いわゆる、発達障害児のスクリーニングとともに、最後の心身の健康確認を含めた就学への橋渡し健診と言えるものであります。その体制づくりを進めるべきだと思います。その考えについて問うものであります。

また、5歳児健診の効果についても言いましたけれども、このことを踏まえて答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 本町におけます健診の関係でございますけれども、母子保健法に基づきましての市町村で実施が義務づけられております1歳6カ月、また3歳の健診のほか、4カ月健診、10カ月健診、こういったものも実施をさせていただいております。

乳幼児健診におきましては、発育不良・発達障害等を見逃さないために、1人当たりの医師による診察時間も確保させていただき、また1回の受診時につきましても、おおむね30人といったようなことで、健診日数の増加・拡大に努めさせていただいているところでもございます。

また、医師以外にも、こういった1歳6カ月、また2歳児の歯科、またそして3歳児健診、こういったようなときには、臨床心理士、こういった方々も配置をいたしまして、そういった精神発達のおくれを早期に発見するというようなことにもつながるように行わせていただいております、またそして保健師などにつきましても、各保育園など、その後のアフターケアというんでしょうか、保育園との連携、こういったもの等も十分させていただいておりますような状況でございます。

現在のところ、そういった問題の中で、異常というんでしょうか、そういった障害が発見された場合には、町として保健師を通じまして、そういった保護者の方々の不安というものを取り除くために、専門機関への御紹介なども取り組みをさせていただいておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

ということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、答弁されたのは、従来どおりの答弁であります。

私が質問している内容は、5歳児健診の効果と、それから3歳児健診では発見できない軽度発達障害による子どもたちの障害をどうスクリーニングして、そしてそれを早期発見することによって支援していくのかと、こういう問題であります。乳幼児から一貫したフォロー体制というためには、この中間期における支援体制がすっぽり抜けていると、この問題をどうやっていくのかという問題であります。

厚労省の研究報告では、3歳児健診では発見をされず、問題なしとされていた子どもたちが5歳児健診によって軽度発達障害児の多くを把握することが可能であると、こういうことがわかってきたということと、現行の健診体制では十分に対応できないと、こういうふうに、現在の母子保健法の中での対応が不十分だということが研究報告の中で言われているわけでありますので、今、全国の市町村でも、この5歳児健診に取り組む自治体がふえてきているわけであります。

愛知県内では、蟹江町や高浜市、設楽町、この3市町が実施をしております。特に、蟹江町では、名古屋大学と提携を組んで、軽度発達障害分野における早期発見・早期支援事業はもう行っております。これは、平成20年から25年までの5年間、今度、来年1月27日は、このプロジェクトの中間報告を行うわけであります。

そうした点で、幸田町でもこうしたこの中間報告等の内容を聞きながら、そして勉強をしていく必要もあるのではなかろうかというふうに思いますけれども、こうした事例もあるわけであります。そうした点で、やはり厚労省も不十分さを認めている、この現行の健診体制の中で、どう年中児の子どもたちの健全な発達を促すための5歳児健診に取り組んでいくのかという問題でありますので、その点でお答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 5歳児健診の関係につきましては、全国、また今、県内の状況につきましてもお示しをいただいたわけでございますけれども、実際にそういった取り組みをされている自治体もふえているということは承知をいたしております。

ただ、今、愛知県の考え方といたしましては、発達障害が疑われる子につきましては、おおむね3歳児健診までで把握をされておると、1歳6カ月健診などで早期発見され、その後の支援を充実させていくことが重要であるといったようなことで、3歳児健診以降につきましては、ほとんどの子どもさんが保育園なり幼稚園なりに就園されるというようなことにもなってくるわけでございますので、そういった関係機関との連携というものも図りながら支援体制を確保していくといったような考え方でおるところでございます。

また、町の健診ということになってきますと、やはりそういった発達障害というものにつきましては、専門知識が非常にお医者さんの中でも、若干、そういった部分について専門的な部分の先生をお願いするというような形にもなってこようかというふうに思います。ただ、そういった方々の人材という部分も非常に限られたところがございますので、こういった課題というものもあるところがございます。

先ほど、中間報告というようにお話もございましたけれども、その辺につきましては、今後のまた参考にさせていただいて、よく研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現行の支援体制の中では不十分だということを何回も申し上げました。この5歳児健診の必要性は、そもそも保育現場から出てきた問題でございます。3歳で十分に対応できると言われましたけれども、実際は保育園に上がってから、あるいは幼稚園に上がってから、年中児等の中でいろいろと問題等も保育士さんから指摘をされ、そしてそれが5歳児健診が必要ではないかというような問題に発展していったわけではないですか。

厚労省の研究報告でもこれは明らかになっているわけでありまして、いわゆる幼児期の後期の中での発達支援にかかわる健診体制をどう強化していくかという問題につながるわけでありますので、そうした点で、やはり十分、これは人員配置ができないとか、そういう問題ではなくて、幸田町としてどのように対応できるかと、そういう問題でございます。

ですから、例えば蟹江町のように、名古屋大学の名古屋大学発達心理精神科学教育研究センターとの連携とか、こういうことで取り組んでいるわけですね。ですから、こういう取り組みが幸田町でもできないかという問題であります。別に名古屋大学だけではなくて、ほかにもこうしたことに取り組んでいる大学もございますので、そうした大学との連携をしながら、幸田町の子どもたちの発達を支援していく体制づくりが求められるのではなかろうかと思っておりますが、そうした点で、再度、答弁を求めるものであります。

次に、この蟹江町の中間報告は、来年の1月27日でございます。申し込みが12月16日までというふうになっておりましたが、やはりこうした前向きに幸田町でも取り組んでいくためにも、先進地の報告等も聞きながら、どう取り組むか求められるものでありますけれども、その点について、参加するおつもりがあるかどうか、伺いたいと思います。

それから、従来の対応では不十分ということで保育現場から出てきた内容、これを幸田町ではどう前向きに考えてきたのか、その点もお伺いをしたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 保育現場からの声ということでございますが、私どもとしても、その保育現場との、例えばそういった障害のある方につきましては、健康課のほうの保育士との連携というものも密にさせていただきながら、またその中で、父兄の方々、こういった方々との調整も図りながら、今、対応をさせていただいておるところでございます。

名古屋大学との一つの例として今申されたわけでございますけれども、本町といたしましても、例えば保育園につきましても、青い鳥学園のほうからの巡回指導、こういったようなことでもさせていただいておるような状況でございます。

そういった障害についての悩み、また相談を抱えておられる御父兄の方に対しても、そういった専門機関でのアドバイスをいただけるようなシステムというものはつくっておるところでございます。

いずれにいたしましても、こういった相談ですとか、受け入れ体制、こういったよう

なことを拡大、また充実させていくということが必要であろうということは私どもも認識をいたしておるところでございますので、その点についてはまた今後ともよく研究をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 5歳児健診の必要性については、何度も申し上げてまいりました。やはり、軽度発達障害の子どもたちを早期発見し、そしてまた支援することによって、就学後の支援体制もまたつくられてくるわけでありますので、やはりそうした点で言えば、5歳児健診の取り組みを求めるものであります。

次に、葬斎ホールの設置について伺います。

葬儀のあり方が大きく変化してきております。都市部や農村部、または地域によっては異なるわけでありますけれども、また宗教や習慣などの違いはあっても、故人のありし日を偲び、死を悲しみ、そして生前の故人に思いをはせることに変わりはないわけであります。経済的な理由や自分の生き方、あるいは心情などから、自分らしい形の葬儀を考えていくという人たちも出てきております。また、最近では、通夜や葬儀を行わず、亡くなられたところから直接火葬場という直送と呼ばれる形式も出てきております。

このように、葬儀のあり方も大きく変化している中で、民間の葬斎ホールで盛大な葬儀をとり行う場合もあれば、親しい人たちでお別れをするという葬儀のあり方など、さまざまになってきております。

そうした点から伺うものでありますけれども、蒲郡斎場の改築に向けて、やはり幸田町が共同運営をしていく。このことから、その葬斎ホールの事業に葬斎ホールを設置していく、そしてこうしたいろんな葬儀のあり方に対応できるという問題について、取り組む考え方について伺いたいと思っております。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 1点ちょっと答弁漏れがございましたので、補足させていただきたいと思いますが、蟹江町の関係につきましては、そこに直接参加できるかどうかはちょっとわかりませんが、蟹江町とのコンタクトはとって意見交換はしていきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 蒲郡市の新斎場の建設に当たりまして、ただいま議員のほうから、今後の家族葬等に対応する、そのような斎場ホールの建設をということでございます。

私ども町の、この葬儀・祭壇については、御存じのように、昭和38年から祭壇の貸付事業を実施してまいりました。そして、先ほど議員のほうからもおっしゃられましたように、平成10年代半ばにおきまして民間の参入、それ以降、町の祭壇貸し付けが非常に実績が減ってきたということで、その民間の利用増ということで、関係の方々も費用的なものも相当かかるやということも聞き及んでございます。そんな中、今回、新斎場、蒲郡の斎場でございますが、老朽、そして耐震の問題等から、今回改築ということでございます。

そういう中におきまして、先ほど申し上げました費用の高騰、あるいは議員も御指摘のように、今日の家族の構成、高齢、あるいは少人数の老人等の方も多くなってございます。そういう中で、社会的に地域によってばらつきもありますけれども、個人葬を求めるようなことも幾分高く聞こえてきてございます。

そういう中でございまして、私どもこの新斎場の建設に当たりましては、組合で新斎場建設委員会、10名の委員でございまして、市のほうから5名の委員、そして町のほうから4名、そして関係する者を1名加えまして10名、それに市町の事務方が入るということで、この建設をどのようにしていくかということを検討していくということになりました。

そういう中で、今日までこのような、先ほど述べました状況を聞いておりましたが、町といたしましても、第1回が先月の24日に委員会が開催され、当然、第1回目でございますので、委嘱等を受け、その後に今日までの基本構想についての説明、それから今後のスケジュールということの説明等、報告を受けました。

そして、その中で、私どもは既に第1回目の中でということでございますが、今までの事柄を踏まえまして、新しい斎場をつくるに当たりましては、葬斎ホール、これは小ホールでということ、それからもう一つ、先ほど冒頭に申し上げました祭壇の貸付事業、これがやはり私どもで有効活用、リユースをしたいということも考えておるということも踏まえまして、第1回目であります、そのようなことを意見を申し上げてきてございます。

そんな中、地元のほうからもということで、市のほうからも少しそういう声が上がっているということも聞いてございます。

今後は、2回目以降が12月、今月からでございますけれども、また開催されてまいります、具体的にその中で十二分に協議・検討をしていくということになってきてございます。私どもは、そういう部分では、何とか小ホール等の確保に向けて協議、そして努めていきたいというふうに思っておる次第でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 蒲郡市の基本構想の中には、葬斎ホールが盛り込まれておりませんでした。私もいろいろと公共の斎場について調べてみました。この公共斎場の利点として、火葬場が併設されている施設のために、霊柩車やタクシー、マクロバス等の費用がかからず、ホールに祭壇が常設をされ、費用も公開されているため、最小の費用で葬儀を抑えることができるということでありました。

西三河では、安城市総合斎苑、衣浦斎園、刈谷市青山斎園、豊田市の古瀬間聖苑などが通夜から葬儀まで、人数に応じて運営をしておりました。こうした公共の斎場というのが、今の葬儀のあり方にもまた対応しているということがわかりました。

ですから、この事業仕分けに対応する対応方針でも、幸田町の祭壇貸付事業の今後の取り組み等が出てきておりますけれども、ちょうど蒲郡市の斎場の改築に合わせた形で対応できるという問題でございます。

ですから、蒲郡市との調整についてであります。この蒲郡市が、先ほどはその声も出ているということもございまして、構想には盛り込んでいないけれども、これから基本設

計を取り進む中で、こうした幸田町の声や、あるいは蒲郡市民の声、この声を盛り込んでいくためにも、この近隣の西三河の公共斎場のあり方も含めて、どう取り組むかでございますが、十分対応できる可能性としてあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 県内の最新のといいますか、斎場の事例も御紹介方、それに対して今回取り組む新斎場がそれに対応できるかということでございますけれども、まず当然、近隣の状況等も私ども事務方も掌握してございます。

そういう中で、近隣の先進的なものもできたら視察を、この検討会の中間に行きたい。そういう中での今日の動向を踏まえ、またそれが新斎場にどう生かせるか。特に、先ほど申し上げました葬斎ホール、あるいは家族葬的な営みができるような形をとることを前向きに取り組むために、そのようなことも行っていきたいと。

ただし、これは管理上の問題でございまして、実は夜間は、現在、係はございません。そういうような状況もございまして、一日葬ということであればですが、通夜、そして葬儀を2日とか、そういうことはいろいろまだ調整、あるいは検討しなければいかん問題がございます。

そんなことも含めて、ひとつ何とか家族葬的な葬儀に対応できるような、それも祭壇をできましたら生かしての格好を図っていきたいということで、可能性については、市のほうからも少し意見が出ているということでございますので、それを何とか形にしていけたらと努めてまいります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 私が紹介したのは、西三河の中の公共斎場では、通夜から葬儀まで、一日葬だけじゃありませんよ、通夜から葬儀までできると、これは業者委託によって運営をされているわけでありまして、しかしながらこうした対応ができるわけでありまして、そのような今後の新しい葬儀のあり方にマッチできる葬斎ホールをせめて2室ぐらいはつくっていく、こうした取り組みをぜひ進めるべきではなかろうかというふうに思います。

なおかつ、現在の祭壇貸付事業が今後廃止の方向というようなことも出ております。これを継続・発展させていくためにも、貸し付けということで、こういうところからの対応ができるように、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますが、その対応について伺います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほど申し上げましたとおりでございます。やはり、それらの葬儀の形等が営めるように努めてまいります。

なお、先ほどの答弁の中で申し上げました通夜・葬儀というような形のもの、これもやり方によって対応できるのか、工夫によってできるのかと、そんなことも当然、委員会の中で検討してまいります。

委員の中には、現在の管理業者、そういうものも入ってございますので、そういうところとも十分な意見・確認をしながら進めるのではないかと。ただし、そういうことで努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今は通夜から葬儀まで十分対応できる、こういうような流れになってきております。今までのただ単にホールの貸し付けだけではなくて、これからの新しい葬儀のあり方にマッチできる斎場の建設を求めるものであります。ぜひとも、その点での意見を反映させていっていただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先進の事例等も十二分に確認いたしまして、それらを取り入れるものは取り入れていきたいというふうに思っております。これらを組合の中で協議してまいります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大嶽 弘君の質問を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

行政に関する住民レベルの向上とか行政協力の機運をつくっていくということに対しては、常に住民の方々の意識がどういう方向に向かっているのか、何を考えているのかということ把握していくことが、方向性を誤らない大事な任務であると考えております。

きょうは、幸田町住民意識調査に関して質問をいたします。

住民意識調査の回答率が隔年といいますか、毎回、低下傾向になっております。今後の方向性、それから調査結果を反映して、どういうふうに取り組んでいるのか、どういう方向に向かうのかということをやっている現況を示していくということが、また回答率につながっていくものではないかというふうに考えまして、次からお尋ねをさせていただきます。

最初に、平成22年度の調査結果におきましては、回答率が41.4%になっておりました。昭和54年当初では77.8%であった。これが激減というか、急降下といいますか、そういう状況になっています。

全国平均はどうかということで、少し資料を見てみましたら、大体5割ぐらいだということですが、全国平均並みと言え、そうではありますが、それはいろいろな都市によって状況が違ってくると思います。幸田町のように、いろいろ協力者が多いというふうな風土の中で、こういう原因をどのように分析しているのか、そのあたりから回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 住民意識調査のアンケートの回答率につきましては、ただいま議員がおっしゃられましたように、第1回以降、下がり続けてまいりまして、一時は若干好転したときもありますが、最新では41.4%ということで、低い状態となっております。

この原因等につきましては、はっきりはわからないわけでありませうけれども、その回答率の組成要因等を見てまいりますと、減少は男性が6.7%に対し女性が8.8%の減少だとか、それから50歳代と65歳以上の方の回答率の減少が著しいというような状況がございました。

これら、何が原因かということを確認にはお答えられないわけでありませうけれども、昭和54年当時の50歳代・65歳代の方と最近50歳代以上になられた方の、そもそも昭和54年当時のこういう意識の違い等もあったかとも思います。

ただ、私どもは明確には答えられないわけでありませうが、より民意を正しく把握するためには、多くの方の御意見を伺う必要がございますので、そのための改善策については、今後、検討していく予定でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 原因はよくわからないけれども、時代背景とか、そういう世代とかというものではないかというような判断であったかと思いますが、このままきちっと対策を計画を立てていかないと、ずるずる下がっていくかも知れません。上がってくるか、急反転というのものもあるかも知れませんが、こういうふうな低下傾向の中で、次回、どういうふうな格好というか、次回、いつごろどういうふうな形でやっていくのかというような方向性のようなものがありましたら、回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 次回につきましては、隔年で実施をしておりますので、来年度、実施をする予定でございます。

それから、先ほど原因等の中では申し上げなかったわけでありませうけれども、設問数ですとか、設問の仕方、そこら辺が回答率に影響があるのかないのか、そこらも含めまして、また来年度実施をしていく、そういう考え方でおりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 回答の仕方について、設問の仕方ということですが、個別にこういうものを見ていきますと、今の住民意識調査の傾向でいきますと、例えば住みやすいか、住みにくいか、いろいろありますが、継続性というのがやっぱり必要になってきます。同じようなものを常に問いかけていかないと、どういう流れかということがわかりません。

そういう意味では、今まで踏襲してきた基本線はずっと同じように問いかけていく必要があるかと思いますが、それだけだと低下して今いるという現状があるわけでありまして、そういうもので、今度、こんなことを取り入れたらとかというような、今、基本的設問の仕方、数とかという回答がありましたが、そのほかに何かリアル的に見えているというか、検討しているようなものがありましたら、そこから回答をお願いします。

す。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 設問は多くなりますと、これはどうしてもお答えをされる方にストレスがかかってまいります。そういう点で、質問の総数については、現在の30問程度が適当な規模かなというふうにも思っております。

また、設問の内容につきましても、毎回、議員おっしゃられるように、継続して変化を見なければならぬ設問と、それからその時期に合った民意を調べたい、そういう項目等もございます。そういうものにつきましては、毎回、実施前に各課に照会をさせていただいて、設問を追加、あるいは削除・変更等を行っていく、そういう考え方でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） とにかく、住民意識というものがペーパーだけの話でございまして、それが真実なのかどうかよくわかりませんが、マル・ペケ方式とか、いろいろな方式があるわけでありまして、その中で、結果が見えるとか、それから自分と直結しているとか、そういうような設問になってくると、回答するほうも興味がよく倍増してくるかなと思うんですが、そこで4点ほど提案というか、こんな方法はどうでしょうかという話でございまして、それについてコメントをいただくとよくわかると思っておりますが、1個ずつお尋ねしますが、最初に、今までの意識調査の内容をしてみますと、設問1の中に、個別に見ますと、一つの中に「住みやすい」「住みにくい」という両方の番号の内容があって、そこにどちらかにマルを打つということですが、そうすると「住みにくい人」「住みやすい人」というのが、1人の人は1個しかつけませんが、片方、隣の人は「住みにくい」というふうな格好になってまいります。

そういうふうな形の場合に、その割合が9対1とかというふうになれば、全く余り問題ないんですが、「住みにくい」という人が50%、「住みやすい」という人が50%、一体何なのと、こういうことになるわけでありまして、そういう場合に、「住みにくい」というのは、どういう理由で住みにくいんですか」というような把握を、文章というか、コメントを書くと、この人は個別事情で住みにくいと思っているんだなど、隣に嫌な者があるから住みにくいなのか、幸田町全体として住みにくいと思っているのか、その辺が把握できないというような感じがします。

そういう同じ設問の中に相反する、自然環境がよいとか、自然環境が悪いとか、相反する項目が、相対、対になって計上されています。

対になって計上されるのはいいんですが、そういうときに個別事情なのか、全体的な第三者、客観的な意見なのかというのがわからないというようなことに対しての手だてというのはいかがでございましょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず最初に、冒頭おっしゃられましたが、結果が見えると回答率が上がるという点につきましては、私もそのとおりであると思っております。

特定の目的のためのアンケート、福祉の時代にいろんなアンケートをとりましたけれども、対象者に行うと、どうしても回答率は必然的に高くなっております。

こういうランダムにいろんな方々にお尋ねをするものについては、どうしても難しい、そういう点では、いまいち関心度というか、真剣味に欠けるかなというふうに思います。

その中で、この相対的な質問に対する私どもの尋ね方ということでのお尋ねですが、これにつきましては、確かにおっしゃられるとおりでであろうかと思えます。

この質問に関しまして、自由意見を、コメントを自由に書いていただける欄は設けてはおるわけでありませうけれども、それがこれだからということで書いていただける割合が少ないのかなというふうにも思っております。

いずれにしても、そういう民意を正しく把握をして、それがまた次回に改善されていけば、住民の方のまたこのアンケートに臨む姿勢も変わってくるかと思えます。いろんな工夫をしていくべきではあるというふうには思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） そのあたりも見直していただければと思います。

それから、二つ目でございますが、町民というか、住民の人が常に関心を持っていること、例えば夏まつりとか、凧揚げとか、彦左まつりでもそうですが、大勢の人を巻き込んでやるわけですね。そういうときに、やっぱりみんなの喜び、楽しみが集約されてくるわけでありませう。

そういう場合には、必ず何々の役員とか、関係した人の反省会というものをやるわけでありませう。

反省会をやったときに、いろいろな意見というのは出てまいると思えます。それを集約されたものもあるかと思えます。だけれども、それに携わっていない人が一番どうあるべきかやってほしいなという願望は持っているわけですね。いろいろないい面、悪い面があります。

そういうふうなことを考えますと、そういう常に住民と直結した、去年の凧揚げまつりはどうだったの、今度どうしたらいいのか、町であそこに屋台でも出ると楽しいねとか、寒さを防ぐような何かテントをつくって、そこで子どもが遊ばせればみんなで行けるのに、あの寒さではなかなか行けないよとか、いろいろな意見があると思えます。そういうものは、事業に関係した人でなくて、見に来る人、遊びに来る人の意見というのが余り出てこないわけですね。

そういう意味で、そういう住民意識調査の中の、例えば一番最初にぼんと持ってくるとか、見出しに持ってくるとか、表紙に持ってくるとか、ぱっと見たら、あれ何という、これちょっと書いてみたいな、言ってみようという目玉と言いましょか、そういうイベントとかに直結しているような、そんなような意識調査の項目も一つ、二つ入れていったらどうかと思うのですが、そのあたりの見解というか、見通しはいかがでございましょか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 貴重な御意見ではございます。

ただ、これは私どもは基本的には全町民が共通の認識で、全町民的な課題の項目を基本的には考えていく必要があるかと思えます。

確かに、そういう参加をされたような方にとっては、そういうこれに対して意見を述

べたいから、回答しようということになるかもしれませんが、そういうイベント等に参加をされたことのない方は、どんな回答をされるのか、そこら辺もまた難しい。そういう形になってくると、このアンケート結果そのものをどう読むべきか、それもまた扱ったものになるような可能性もございます。

いずれにしましても、御質問の目的が回答率の向上ということにあるかと思いますので、設問のあり方、また工夫、そういうものは私は次回に向けてはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） わかりました。

参加をしない人がいるからやめるとするのは、これはどうかというふうに私個人的に考えます。参加をしない人がいれば、なぜ参加できなかったのか、参加したい気持ちがあるのかというような格好で持っていけば、全員回答できるかなというような感じはしておりますが、次が、例えば回答率の向上と言ったときに、無差別ランダムでやった、郵便でやるということでありますが、その中で、例えば特別な階層とか、区長会とか、女性の会とか、老人クラブとか、いろいろな会があります。そういうところを意識的に少しずつ織りまぜていって、各階層から、一点集中でなくて、いろんな階層から何%、例えば極端に言えば、中学校の3年生から10人とか、老人クラブから30人とか、そんなようなそういう各階層から無差別というような、そんなような格好もやると、例えば区長会なんかでぼんと出せば、区長さんたちは常に行政に関していろいろ興味を持っているわけでありまして、そういう中から何%ぐらい入れるかとか、区長会だけでやっているような市もあるように聞いていますが、そんなような格好で、そういうグループとか、階層とか、年代とか、そんなようなことを織りまぜていくという、割合は全体ではなくて1割でも2割でも結構ですが、そんなような考えというのはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず最初に、イベントへの関係のアンケートのとり方で、ちょっとお答えが不足をしておりました。

以前は、参加された方等に、その理由ですとか、リンクする質問項目がかなりございましたけれども、最近はそういうものは少なくしていくと、こういうことで今考えてきておりますので、そうなるにあいまいになりがちだということで御理解がいただきたいというふうに思います。

また、この各階層から一定の割合でのアンケートと、こういうことでございますけれども、私ども対象を抽出するときには、18歳以上の方を本当にランダムに拾っておりますので、性別、それから年代、それぞれその構成人員に応じた方、その同じ割合でアンケートが送られているというのは、これは間違いございませんので、その点はよろしいかと思いますが、あと団体等の方々の御意向がどうだというような部分につきましては、またこれは住民意識調査とは別のものとして検討はしていく余地はあるというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） リンクするについてはなかなか難しいということですが、すべてやるとなかなか難しいと思います。今回の意識調査では、これは徹底的にやってみるぞという設問項目では、若干派生してもいいかなという考えはございます。回答は結構でございます。

それから、4点目に、先ほど最初にちょっと触れましたが、行政が住民意識調査を踏まえて、ほかの要素もあるでしょうが、そういうものについて取り組んだ、例えば水道料金についてどうするのというような設問項目があります。

そういうものについては、今、こういうふうになっていますよ、それから休日保育を希望している人がたくさんあったわけでありまして。それは、町長のそういうマニフェストにも出てまいります、そういうことについては来年の4月から実施するよというような、行政のそういう努力した成果というものの、意識調査と連動して踏まえた成果というのかなり出ているわけでありまして。そういうものを、こういうふう努力したらこういうふうになっていますよ。だけれども、こちらの問題はこういうふうにしたけれども、なかなか実現不可能であります。それについては、こういうふうにして考えています。できること、できないこと、やったこと、成果というようなものを公表をしていくということは、中間報告でも結構です。1年たったらこういうものを出す、2年たったら反省を踏まえてこういうものを出していく、そういうつながりがすぐ住民の方が参加して、そして行政の中に私も入っているんだというような実感が出てくるように感じておりますが、そういうものを広報とかホームページに織り込んで表示していく、見る、見ないは、そういうものを見ればわかりますよということ。せつかく一生懸命努力したことも、わからないこと、課題になっていることが全くわからないと、行政は何をやっているのというようなことになってくる場合が多いわけでありまして。そういう面では、そういう広報、PRというものを織り込んでいくということはいかがでございましょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 住民意識調査の結果に限らず、各種団体等の意見交換、あるいは施策の展開等につきまして、住民の方々はその都度お知らせをしていくということは、非常に大切なことであろうかというふうに思っております。

そのような観点から、広報紙、あるいは町ホームページでも、この意識調査に限れば、毎回公表はさせていただいております。それらいろんな新しい媒体等も出てくるかとも思いますが、やはり議員おっしゃられるように、お知らせをしていく、そのことに対しては私どもも同感でございますので、そういうふう努めていきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） それから、私個人的というか、議員として広報委員会に属しております。

広報委員会で「議会だより」を作成しているわけでありまして、全国からやっぱり視察の数がかなりふえてきております。幸田町が頑張っているねということで、視察の数かなりふえてきています。

そこで、視察に来る人の側から幸田町に対する質問が、そういう住民の方は「議会だ

より」をどれぐらい見ているんですか、どんな意見があるんですか、改善点はどうするんですかと、こういう投げかけがよく出てまいります。

今の統計の中の住民意識調査の項目の中にも、「「広報こうた」とか、幸田「議会だより」を見えていますか」という欄がやっぱりずっと連なって出てきておるわけでありませう。そういう中に、個別の話であります、そういう設問項目の中に、意見とか、改善意見とか、見ているよ、見ていないだけでなく、改善意見とか、こんなことがよかったよとか、そんなような、先ほど申し上げましたが、ちょっとコメントを入れるような欄も追加していただくと助かるなというふうに思っています。その点はいかがでしょう。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 「議会だより」につきましては、非常に全国的に高い評価がされておるといふふうに理解をしております。

その設問につきましても、議員おっしゃられるように、読んでおられるのか、読んでおられないのか、そこまでの割合でしか今現在は把握できません。これにつきましても、全体的な設問数との関連と、先ほどもちょっと申し上げましたが、読んでおられない方に、じゃあその方はどういふふうになぜ読まないのというふうなリンクの質問は極力減らしていくという考え方で来ております。

したがいまして、回答はがきの中に全体的に意見を言うていただく欄もございますので、そこら辺が書きやすいようなアンケートのとり方があるなら、そのようにまた考えていきたいとも思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 意見の個別のコメントとか記事というのは、思わぬ新発見とか、思わぬ展開を呼ぶものでございまして、マル・ペケの数字の集計も大事であります、そういうものがやっぱりほかにも生きてくるような気がしております。

現在の対応は、はがきによる回答ということで、紙面も限られて、なかなかそんなことはできんというふうなものもあります。それから、簡潔明瞭というのが一番わかりやすいというものも十分に理解できます。

そうした場合に、そういうはがきの片隅にでも、何か御意見等があれば、封書でも結構です、メールでも結構です、何でも受けますよというふうなものをわざわざにびっと載せるだけで、いろんなアイデアが出てくる。もちろん、役場の中に意見投書箱というものもありますから、そこへ入れていけばということではありますが、なかなかそこまで来てわざわざというのはいけないわけでありまして、何かきっかけがあると一言申したいというふうなものも生まれてくるかなということではありますが、そんなことについてはどんなふうにお考えか、なければならぬ結構でございますが、あれば回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 現在は、コスト的にはがきにわざわざ書き直していただいて、それを送っていただくということをやっております。その中では、御意見やアイデア欄がございますので、こちらのほうへ記入をしていただければということになるわけでは

が、その項目だけに限った意見記述欄というのはなかなか難しいかと思ひます。しかしながら、いろいろな視点から、これは検討していくべきであろうかと思ひます。

近隣市町で行われておるところでも、民間へ委託をして実施をされておるところのほうがどうも回収率が高いとか、そういうこともございますので、そこの違いですとか、そういうものを見ながら、やはり多くの方の御意見が伺えるような形で次回以降は臨んでいきたいというふうに思ひます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 次の項目の土砂災害対策ということで、お尋ねをします。

本町の幸田町の地盤、原始的な地盤、土地であります。地盤特性というのは、深層風化を受けた風化層が広範に分布しているというふうに記載をされております。これは、幸田町地域防災計画風水害編46ページに、そのように書かれております。

最近は、地震災害でなくて、土砂災害というものもよく問題にされておりますが、雨によるがけ崩れとか、そういう土砂災害の危険というものが、今回の震災の影響かはわかりませんが、連動して提言をされているわけでありませう。

幸田町の危険箇所とか、そういう災害の事前把握とか、どういふふうにしたら安全に生活できるかということについてお尋ねをしていきたいと思ひますが、愛知県のホームページを見ますと、土砂災害危険箇所の指定図というのが記載されております。

その項目は3項目で、土石流の危険渓流、それから二つ目が地すべり危険箇所、それから急傾斜地崩壊危険箇所というふうになっておまして、そのうちの人家に災害のおそれがあるというようなものが、土石流で3,633、地すべりで30、急傾斜地で7,178、それから開発見込み地の危険箇所が、土石流で1,543、地すべりの関係は、ちょっと読んでもよく理解できませんでした。それから、急傾斜地については5,349ということで、愛知県の中で記載されているだけで約1万8,000カ所のようなものが計上されております。

そういう状況の中で、幸田町をこれに当てはめて、どれぐらいの危険箇所があるのかということは当然把握されていると思ひますが、土石流の関係、地すべりの関係、急傾斜地、人家に被害があるところ、これからのところというようなことでまとめた計数がありませんでしたら、ここで示していただければと思ひます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田町の土砂災害警戒区域ということでございますが、愛知県が平成17年度に作成しました「土砂災害危険箇所マップ」、この中に危険項目として、今、議員が言われますように、3項目ございます。ただし、幸田町では、その中の土石流の危険渓流と急傾斜地崩壊危険箇所、この2カ所が掲載されております。

箇所数でございますが、土石流の危険渓流については、人家被害が65カ所、開発見込みが94カ所、急傾斜地の危険箇所でございますが、人家被害が71カ所、開発見込みが184カ所ということで、2項目合わせて414カ所でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 幸田町の中でも414ということで、かなりの数があるわけでありませう。この対応についてはちょっと後にしますが、これは県の指定の中に組み入れられ

ていくというものでありますが、幸田町独自で、ちょっとここは危ないなという基準です。ね、県のほうはある程度の基準を持たれて危険箇所を把握していると思うんですが、そういう県の基準は別として、そんな基準はあるけれども、どうもここは危ないぞ、ちょっと常に注意するぞというようなところの把握箇所はどれぐらいあるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 県の指定の状況でございますが、今、414カ所のうち、愛知県が指定しているのは、土石流で16地区、急傾斜地で7地区ということで、現在、23地区でございます。

ですから、未指定というか、残がまだ391カ所あるということで、これについては県のほうで引き続き指定をしていくということで、指定については、土砂災害法の中で都道府県知事が指定することになってございますので、幸田町が独自に管理するという地区については、現在ございません。

ただ、それで幸田町は何もやらないというわけではなく、指定をされていないところについては、随時、独自で観察をしながら対応をしていくという状況になっています。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今の独自に町で観察しているという、それはどれぐらいあるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 独自と言いましても、指定残が391カ所ですので、それが特に調査している中で、今後も危ないと認められるところについて観察をしていくということです。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） どんな事故も前ぶれというものがあるように言われております。災害の事前兆候としてどんなことが具体的に整理をされているのかということでもあります。

例えば、過去、いろいろな災害が起きたときに、こういうことが原因でこうなった。もう少し前にこういうことがあったんだから、それを把握しておれば事件にはならなかったよねとか、そういう土砂の崩れはあったけれども、人命には全く関係なかったよねとか、そういうふうな問題を考えていったとき、例えば急傾斜地においては、ひび割れが出てきて、いつも水がちょろちょろ出ているね、去年は全然出ていなかったけれども、ちょっとおかしいねというような予測というか、そんなような事前兆候というか、そういうものを過去の統計などから把握して、こういう場所はこういうところが事前兆候としてあらわれるよということの整理などがありましたら、常に暮らしている人の参考になるかと思いますが、先ほどの地すべり箇所というのは、幸田町には指定がないよということでもありますので、土石流とか急傾斜地に関して、こんなことがあったら気をつけるなり、役場のほうへ連絡したほうがいいねというようなものが、資料がまとめられておれば示していただければというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 土砂災害の危険な兆候の見分け方ということで、愛知県のほうで一般的なことについて、危険箇所項目ごとに整理をされてみえます。

例えば、土石流の危険渓流では、地鳴りですか、ゴーンと音がするとか、渓流水位の激減とか流水の異常な濁りなどが挙げられています。

急傾斜地の場合は、表面に流水が発生するとか、小石がばらばら落下とか、ひび割れも入っています。これはごく一部ですが、すべてがこういう状況ではないということで、土砂災害の前兆現象の例ということで、パンフレット等で住民の方には周知をしている状況でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今のパンフレットというのは、定期的に出ているんでしょうか。それとも、どこかへ取りに来いということでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） パンフレットにつきましては、土砂防止月間ということで、そういうときに、6月に大体行われるんですが、県のほうで発行されています。ただ、そういう発行が県だけに及ぶということではないんですが、町としては独自に各指定地区において、講演会等でもお配りをしているという状況です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今の事前兆候のこんなようなことというものがありましたが、そういう情報というのは町としてはどういうふうな形で把握しているのか、お尋ねします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 土砂災害の警戒指定地区での危険個所の事前兆候の確認とか、警戒情報に注意するとか、避難体制の整備とかということ、特に住民の方には日ごろから備えていただくということで、先ほども言いましたけれども、土砂災害の講演とか避難訓練を行っています。そのたびに、地元の住民の方、区長の方に事前兆候等の認識を深めていただいて、事前にそのときに町へ報告をしていただくというような状況で、今、対応をしています。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） ちょっとはっきり確認できませんでしたが、先ほどの事前兆候の例としては、そういう地鳴りとか、水が急に減ったよとか、濁った水が出てきたよとか、そんなようなことがあるよと、こういうことではありますが、そういうことが今起きてくるよとか、起きていないよという現地の箇所のあるかないかということについての確認収集はどういうふうにされているのかということをお尋ねします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 土砂災害時に、例えば今、地鳴りがしているという時点では、非常に実は遅い状況です。

ですから、基本的には、そういうすぐに発生するものについての対応というのは、なかなか雨量等が増している状況ですので、できない状況ですが、ただ日常的から生活してみえる人が、この斜面から今までは水が出ていなくて、急に出てきたよとか、落石が徐々にあるとか、そういうことを今報告していただくというのが災害に備えるというふうに思いますので、そういう点で、日常住んでみえる方、各指定地区のある区長様にそういう事前の報告をお願いするという状況です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今の答弁によりますと、そういう危険個所に住んでいらっしゃる方、それからそういう関係している区長さん、そういう方から連絡をもらっているということになっているということですが、今の幸田町においては、区長さんとか、それから環境監視員さんとか、ごみの問題、不法投棄も兼ねていろいろな町内を巡回しながらいろいろ報告をしているのではないかと思います。今、そういう区長さんとか監視員さんからはどんなような項目の報告を受けているのでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 町の監視員さんの活動については、5項目ございまして、ごみの不法投棄から河川等の異常発見、それから野焼きの現場発見、環境の保全に関する監視活動ということと未然防止というようなことで、特に環境面に配慮した活動がございします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） そういう河川の問題はありますが、こういう水漏れとかという、そういう昨今の地域危険個所というものがどこにあるか、地元に住んでみえる人は自分のところはわかります。それについて避難はどうするかという指導は受けていると思いますが、そういう監視員の方というのは、自分の家じゃないわけでありまして、それから、そういう公共施設にしても、自分の当面の被害は来ないわけでありまして、そういうような面から見ていきますと、区長さんとか、そういう監視員とか、だれでも結構ですが、そういう常に地元を巡回したり、心配して回っている方というのは、町や県の職員よりも必ず情報が早いわけでありまして。

そこまでの任務を押しつけて報告されるということは、かなりの労力があって、事務量も足らんし、体も足らんわと、こういう問題になろうかと思いますが、その辺について御苦勞をかけるけれども、これはみんなのためだというようなこともあれば、応分の負担を応分の報酬なりをちょっと上乘せをして、そしてこういう項目についてもまた見てもらえるようなことはどうかなということについて、また土俵にのせて部内で検討していただければと思います。

きょうこの場で回答を出せと言っても難しいかもわかりませんが、コメントがあればいただいて、終わります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 土石流等の危険個所の把握というのは、非常に区域が広く、かつ急傾斜地ということで、なかなか専門的なことがないと判断できないというふうに思いますし、現在行われています環境監視員の方に、そういう巡回も一つ加えるということになると、非常にほかの事務にも支障を来すということで、現在のところ追加することとは考えてございません。したがって、各区長さんとそれに相応する報酬についても、現在考えていないという状況でございます。

先ほども申し上げましたけれども、こういう災害等の状況については、日常に地域に住んでみえる方が意識を高めると同時に、常に観察をしていただくということも、今後、宣伝をしていき、安全な体制を築いていきたいと。

なお、愛知県においては、これを指定しているわけで、県職のOBで砂防関係の方が見えるボランティア組織があって、現在、砂防施設については巡回をしてみえるそうです。ですから、今後、愛知県に対して、こういう危険個所についても巡回をするよう要望していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 終わります。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

1点、御連絡いたします。

午後0時30分から議会運営委員会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りをいたします。

明日12月8日は休会の日であります。追加議案の上程がありますので、特に会議を開くことにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、明日12月8日は特に会議を開くことに決定しました。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

なお、本日の本会議終了後に全員協議会を開催いたしますので、御出席をお願いいたします。

ここで、総務部長より発言の申し出がありましたので、発言を許します。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） ただいまの日程変更に伴います資料3点を休憩中にお手元にお配りをさせていただきました。簡単に概要を説明をさせていただきます。

まず、平成23年12月7日、本日でございますが、全員協議会の資料でございます。総務課から1点、固定資産評価審査申出決定取消請求事件についてでございます。これにつきましては、この本件の問題が発生から判決までの経過を御報告を申し上げます。

次に、平成23年第4回幸田町議会定例会議案目録、12月8日提出分をごらんをいただきたいと思ひます。

議案番号第57、控訴の提起についてでございます。こちらにつきましては、一審判決を不服としまして、地方自治法第96条第1項に基づき議決を求めるものでございます。

2ページのほうをお開きをいただきたいと思ひます。

事件名は、固定資産評価審査申出決定取消請求事件に関するものでございまして、控

訴人は幸田町、固定資産評価審査委員会代表の委員長 加藤高明名で控訴をし、非控訴人は・・・・・・・・・・の・・・・氏でございます。

控訴の趣旨につきましては、現判決を取り消す控訴人の請求をいずれも棄却する。そのほか、費用の負担の関係でございます。

次に、3点目でございます。12月8日提出の議案関係資料目次でございます。先ほどの第57号議案の関係の控訴の提起についてでございます。

1 ページに主な主張等を記載をさせていただいております。

1 ページから2 ページにかけて、控訴の主たる控訴理由が記載されております。

3 ページに、控訴の対象となっております土地の位置が示してございます。白抜きで囲ってある3筆が対象の土地でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、9番、水野千代子君の質問を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

安全・安心なまちづくりについてであります。

振り込め詐欺の被害が後を絶ちません。ことしも、振り込め詐欺の総額は全国で100億円を超え、既に昨年1年間の被害額を上回っております。被害件数は減少傾向にあるにもかかわらず被害額が増加しているのは、1件当たりの被害額が大きくなっているようで、被害者は9割近くが60歳以上で、女性が多いと言われております。手口も巧妙で、金融機関以外のATMコーナーに誘導して送金させる詐欺グループが自宅を訪問し、現金やキャッシュカードを直接だまし取る手口も横行しています。

また、近ごろは、市役所などの自治体職員を名乗り、医療費や社会保険料等の還付金手続を促し、送金させる詐欺もあり、つい最近も三重県松阪市で県職員を名乗る男に、年金の還付金があると344万円をだまされたと新聞に載っておりました。慌ただしい年末を控えており、十分過ぎるほど町民が詐欺が遭わないよう、細心の注意を払えるような周知が必要であると思えます。町内で被害はあるか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この町内での被害でございますけれども、残念ながら本年10月末までに1件被害に遭われた方がお見えでございます。60代の女性が被害に遭われております。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 町内で1件被害があったということで、これは「地域安全ステーションだより」の17号にも載っておりました。8月下旬に被害が発生ということで、私も読んだ記憶がございます。

振り込め詐欺にだまされたふりをしてもらい、銀行口座の凍結につなげようと、県警が2009年から始めた「だまされたふり作戦」があります。愛知県警は、ことし10月までにこの作戦で口座凍結など180件成功し、4人を逮捕したようでございます。

ことし1月から10月までの口座凍結は45件だというふうに言われております。

私の知り合いで町内の70歳代の御夫婦がことし詐欺グループから二度電話があったそうです。一度目は、気が動転して、だまされたふり作戦は失敗した。もし、次に電話がかかってきたら実行してみようと思っていた。本当に息子を装い電話がかかってきた。警察に電話をしながら、ふり作戦に挑戦をしました。しかし、数回の電話対応で向こうがやばいかなと察して、電話が切れてしまったようであります。こういう対応は難しいとは思いますが、まず落ちついて、不審な電話があったら、必ず警察に相談をすることを住民に周知をし、被害に遭わないようにしていただきたいと思っております。

このように、被害に遭わないまでも、電話などがかかってくる件数はかなり多いかなというふうに思いますが、町内で把握をされているかどうかをお伺いをいたします。

そして、またこういう被害に遭われたときには、住民への周知をしっかりとさせていただきたいというふうに思っておりますが、町内で発生したときとか、また年末を控えた今の12月等は、町のホームページのトップで振り込め詐欺に注意を呼びかけてはというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 議員が直接お聞きになられたように、私の家の近くでも息子を名乗る電話がかかってきたという方のお話は、私も直接聞きました。しかしながら、そういうものが統計として把握をしておるかということになりますと、申しわけございません、そういうものは被害に至っておりませんので、統計はございません。

ただ、そういう方は、聞けば、やはり不審な電話がかかってきたということは十分あり得るのではないかなというふうに思っております。

また、この予防のための啓発でございますけれども、ホームページの活用ということを御提起をされました。私どもも、一応、ホームページの中でもお知らせはしておりますが、なかなかちょっとわかりにくいところがありまして、そこまで行くと愛知県警へのホームページへのリンクなどで行けるわけですけれども、やっぱりもうちょっと今、御提案のありましたような、被害を防ぐためには、「そんなところに書いてあったの」ではやっぱり広報にもならんかと思っておりますので、ひとつ検討はしてみる、そういう必要があると思っております。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、答弁されたように、やはりこれは詐欺かなとわかっている状態、また息子ではないとわかっているけれども、電話をかけられた本人というのはすごく動揺するわけですね。動揺しますので、やはりその動揺も、本当にもしかしてと振り込んでもいけませんので、しっかりとホームページのトップにやはり載せていただきたいというふうに思います。

私も町のホームページの防犯のところをクリックいたしましたところ、出てきました。こういうことがありますので、詐欺には注意してくださいという周知は見させていただきました。

しかし、トップに載せていけば、例えば町外に住む子どもさんが幸田町のホームページを見た。こういうふうに乗っていた。だから、町内に住む両親とか親戚に注意を呼び

かけてもらえることもできるというふうに思いますので、トップで記事を載せていただきたいというふうに思っております。

それから、初めに申しましたように、職員を騙る還付金詐欺もございます。これも、職員は還付金等のために訪問や連絡はすることはありませんとか、例えばことしでしたら、震災関連の義援金名目で現金を集めることはしませんという、そういうその時々合った、また時々そういう詐欺が横行している手口をやはり私は載せていくべきではないかなというふうに思います。

従来の振り込め詐欺の防止ということで、それぞれのポイントはございます。そのポイントをずっと載せていくのではなくて、それに合わせて最近の向こうの騙り口、それも私はきちんと載せて注意を呼びかけていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） このような詐欺を行う方々、日々、手口も進化しております。先ほどの御提案にも結びつくわけでございますけれども、ホームページでのPRを充実をしていく傍らで、やはりそういう情報も私どものほうへリターンをしていただいて、最近はやりの手口ですとか、幸田町内でもこんなのがありましたというのは、そういうものお知らせをしていながら、予防に結びつけていけたらと思います。

職員を騙ったり、それから義援金名目での詐欺、いろんな手口がございますので、幸田町でもそういう事例があれば、それはお知らせをしていく、そのような方法を考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも、町民の方は「職員です」と言われると、すべて信用してしまいますので、その辺のこともあわせて、しっかりと今の幸田町にこういうことがないように、起きないように、きちんとしたPRをしていただきたいというふうに思っております。

全国的に自転車の交通事故が増加しており、昨年の自転車が絡む事故は15万1,626件で、交通事故全体の2割を占めております。負傷者の3分の2は、交差点で一時停止をしない等の自転車側に何らかの法令違反があったと言われております。

自転車の危険な走行が目立っていることから、警視庁はことしの10月25日、自転車の車道走行の徹底を柱とする「自転車交通総合対策」を発表いたしました。全国の警察に対しては、自転車は車道との意識を利用者に浸透させ、13歳未満の子ども、70歳以上、身体障害者、やむを得ない場合を除き、車道走行を促すとともに、交通ルールの徹底とブレーキの取り外しや信号無視、歩道と車道を縫うように走る危険な走行など、ルール違反の摘発を強化させております。

自転車事故が増加傾向にございますが、本町の自転車事故の現況をお聞かせください。子ども、成人、高齢者など、もし年齢別にわかるものでありましたら、わかる範囲で答えを願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 自転車の関係の交通事故の状況でございます。

これも、10月末現在での調査でございますけれども、自転車に関係する交通事故は16件発生をしております。前年の同月比と比べますと、3件ほど減っておるようでございます。相手方は、すべて自動車が相手の事故だということでございます。

それから、年齢別ということでございますけれども、10歳未満の方が3件、10歳代が7件、20歳代はなしで、30歳代から40歳代が4件、50歳代から60歳代がなくて、70歳代以降が2件ということになっております。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 自転車事故は、前年度比よりも3件少なく、今は16件だよということでございますが、本当にこの自転車も交通事故を起こしますと、こちらが被害者になる場合もありますし、反対に相手方が自動車でない場合は、加害者となる可能性も出てくるわけでございます。

愛知県警は、通行環境整備や指導取り締まり方針を協議する「自転車総合対策検討委員会」を設置をいたしました。県の自転車の摘発は、ことし1月から10月末時点で、信号無視や一時停止、猛スピード、2人乗り、逆走など155件で、前年度比に比べて56件ふえております。

また、愛知県は、交通死亡事故全国ワーストとなり、11月30日には県警本部が非常事態宣言も発令をいたしました。

また、本日の新聞に載っておりました、きのう、岡崎署と岡崎・幸田の消防が交通事故抑止部隊の合同出発式が行われたというふうに新聞に載っております。ますますの交通事故防止に努めてまいりたいというふうに思う一人でございます。

本町では、学校や高齢者は定期的に自転車の交通安全教室などが開かれておりますが、今後、さらなる自転車利用者の意識改革や交通ルールの徹底が必要であります。

10月25日の国の自転車交通総合対策を受けまして、本町として今後の交通安全教室の取り組みについてお伺いをいたします。学校、高齢者と分けていただくとありがたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） それでは、まず小・中学校におけます自転車の運転マナーの徹底でございますが、小学校におきましては、年度の当初に、これは主に3・4年生を対象にしておりますが、警察交通指導員の方などに講師をお願いして、交通安全教室で運転の訓練を実施して、自転車の正しい乗り方、自転車の点検・整備の指導を行っております。また、5・6年生につきましては、保健の授業の中で、交通事故、いわゆるけがを防ごうという項目がございますので、この中で安全な乗り方の指導を行っております。

自転車の通行路でございますが、道路交通法の規定によりまして、6歳以上13歳未満につきましては、歩道の通行が可能ということでございますので、安全のため、歩道のあるところにつきましては、これは歩行者を優先した歩道の徐行通行の指導を実施しております。

また、中学校では、年度当初、交通事故からみずからの身を守り安全運転を行う能力、また態度を養う学級指導を行っております。また、登下校に使用しております自転車の

安全点検も実施しております。

登下校の時間帯が通勤時間と重なるため、安全を確保するため、中学校におきましても歩道の通行を指導しております。

歩道を自転車が通行することによりまして、歩行者の迷惑のかからないように指導を行っております。歩行者優先ということを念頭に置きまして、歩行者の迷惑にならないように1列にて徐行、状況によっては、引いて歩く等の指導を行っております。

運転者みずからの安全のみではなく、歩道を通行することになりますので、歩行者に迷惑をかけない、歩行者の安全に十分に配慮した通行を、今後とも交通教室、学級指導等で指導を行っていくものでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） もう1点の高齢者の関係でございます。

先ほどもお答えをいたしました、70歳以上の方でお二方が事故に遭われている。これらの方々、一たん事故に遭われますと、命にかかわるような大事故になりやすい方でございます。

そのような中で、交通弱者の中でも特にそういう危険がございますので、毎月1回、老人福祉センターにおきまして、自転車シミュレーターにより交通安全教室を実施しております。

また、機会あるごとに、やはりそういうリスクがあるということはお知らせをして、自転車に乗られるときには、正しい自転車に乗っていただくような啓発は引き続き続けていく予定でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 学校関係におきましては、小学校は3・4年生を対象に訓練、マナー、点検をやっていく、5・6年生にありましても安全な乗り方の指導だとかさまざまをやっていく、中学校も当然でございます。

小学校の場合は、学校から帰った後、遊びに行く、そういうときに自転車に乗られるのかなというふうに思いますが、やはり見ておきますと、かなりスピード等も出して走る子も実際見たこともございますので、速度、そういうことも合わせて、やはり指導の中で、教室の中で注意をしていただけたらいいかなというふうに思っております。

それから、中学校でありますけれども、中学校は特に自転車登校の方々が多いわけがあります。学校へ来られる。だから毎日、自転車に乗られるということでございます。

私も今、交通当番で立ちましたときでも、割かし中学校の子は礼儀正しく乗ってみえるし、話もしないで1列で、私の見る限りでは、何かそういうきちんとしたマナーの徹底はされているかなというふうに思っております。

しかし、要するにそれから漏れた成人、また我が町には幸田高校という高校もございます。そういった人たちうちの中学生とぶつかりそうになったところも見たことがございますし、その辺についての指導要請とか、やっぱりその辺もしっかりとした徹底をしていただきたいと思っておりますし、また本町には企業もたくさんございます。企業等にも一声かけて、交通ルールの徹底を強化していただけるような呼びかけも私はしてもいい

のではないかなというふうに思っております。

子どもさんは、やはり教室等で教えていただいたことは忠実に守ります。しかし、自分が頭がいっぱいで、次のことを何かしようと思ったときには、多少忘れることもございますが、やはりある程度、私は教訓にはなっているのかなというふうに思っておりますので、しっかりとしたその辺の企業、また高校等にも周知をしていただきたいというふうに思っております。

それから、高齢者でございますが、やはり高齢者の方々は本当に何かあったときには、成人よりも被害が大きくなる可能性もございます。

そこで、愛知県で行っているものでございますが、高齢者の自転車の運転技術や交通ルールの理解度を競う「交通安全高齢者自転車愛知県大会」という大会がございます。これは、交通マナーとルールの定着化と高齢者の交通事故抑止のために開催するもので、各自治体で団体・個人で参加し、県で優勝しますと全国大会に出場できるようであります。同じように、「交通安全こども自転車愛知県大会」というのも行われております。

今年度は、碧南市が高齢者・子ども両世代の団体がダブル優勝したようでございます。愛知県内では、自転車事故で亡くなった方の約8割が高齢者だということで、こういうことも行われているのではないかなというふうに思っております。

町内で、今伺いました高齢者の交通教室は、シミュレーションを使って月1回、それぞれの区単位ぐらいなのかなというふうに思いますが、やっている、そういうことも私も「地域安全ステーションだより」で毎回読ませていただいております。確かに、シミュレーションで行うことも大切でございますが、こういう大会に参加をして、また自転車の安全走行への技能を身につけて、交通安全について関心を持っていただくのも一つのよい方法ではないかなというふうに思いますが、いかがでありますでしょうか。

また、高齢者の方々が参加されることで、町内の子ども、若い世代や町全体での自転車の交通事故の抑止にもつながっていくのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） ただいま、団体と個人の部があるということで御紹介をいただいたわけですが、ちょっと私ども、1チーム4人編成での参加が条件というふうに伺っておりましたので、そうするとなかなかチームを組むのは難しいのかなという気もしておったところでございます。

先ほども申し上げましたが、老人クラブ等でも教室を行っております。また、老人クラブやなんかでも御紹介をしたり、そういう老人福祉センターでの講習の機会に、こういうものに御参加されたらどうですかとか、老人クラブでの会合でも、こういうのがありますよということをお知らせをして、参加を希望される方があれば、私どももそのあつせん、仲介の労はとってまいりたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも、高齢者の方々にこういう大会もあるよということ呼びかけていただきたいというふうに思います。

できましたら、そのときに愛知県の「交通安全高齢者自転車愛知県大会」という、そ

ういものホームページ等にも問い合わせられますので、これを見て、こういうことを実際にやるんだよということも、できれば目でいただくようにしていただけたらありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、子どもや高齢者など以外の自転車走行は、原則、幅3メートル未満の歩道は自転車通行禁止でございます。町内で交通量などを考えると、すべての歩道で禁止はできないし、自転車が狭い車道で走れるわけではないと思うし、実際に自転車が車道を走るとは危険な箇所も多いと思います。

通勤・通学時に歩道で逆走してきた自転車同士で衝突しそうになったり、自転車と歩行者がぶつかったり、車道を走る自転車と自動車とが急接近したりなどの現場を見たこともあります。

また、自転車が身近な交通手段となり、健康志向やエコ意識に加え、電動アシスト自転車の普及もあることから、幅広い世代で今後自転車の利用者がふえてくるというふうに思います。

これらのことを考えますと、歩道や車道、自転車専用レーンなども整備していく必要がございますが、今後、どのような計画をしておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 歩道や車道の整備状況ですけれども、現在の歩道の整備状況は、国道と県道と幹線1・2級中、町道に大半が占められますが、全体で110キロありまして、その中で77キロぐらい、約7割が整備されておるという状況でございます。

現在、先ほど議員も言われましたように、歩道に自転車が通っているということで、自転車及び歩行者専用の標識がこの中で設置してある路線につきましては、約55キロございます。そうしますと、全体で72%が自転車歩行者道というか、現在の歩道の中では自転車と歩行者が共有をしているということで、そこを今、自転車利用が大半されているという状況でございます。

それで、今後の自転車の利用増加でございますが、幸田町については「先導的都市環境形成計画」ということで、エコまちづくりを実践しているということで、歩行者とか道路のネットワークをつくるという方針を持っています。当然、環境負荷にもつながるということで、アシスト自転車を初め自転車利用の促進を図るということで、今後、増加が予想されるというふうに思います。

そういう中で、実は今年度、中部整備局の名古屋国道事務所から、こういう自転車の調査をするということで、国の予算で基礎調査をやっていただいております。これは「自転車ネットワーク計画策定基礎調査」ということで、そういう自転車が専用できるような道路、それから通勤・通学時、それから健康上のサイクリングロード、それから買い物用の道路というようなことで、目的別にまずは自転車道の整備ができないかというようなことも含めて、道路状況・交通状況などを調査し、そこから整備路線を今後決めていきたいというふうに思っています。

引き続き、次年度以降も細かい調査に入るということはお聞きしていますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、本町はエコまちづくりを推進していますし、そして環境に配慮したまちづくりを計画をしておる。また、自転車の整備計画も、自転車歩道が72%ほどもう整備されているよということでございます。

今言われました自転車のネットワーク云々の計画、これは今、国のほうを挙げて県で調査をしてくださっているということでございますが、この調査についてもう少し詳しく伺いをいたしたいと思えます。今、その調査をして、いつごろに調査が終了していくのかということをもう少し詳しくお聞かせを願います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 現在の基礎調査は、まず先ほどもちょっと述べましたが、地域の概要とか、道路の状況、交通の状況ということで、当然、ここの中には歩行者と車の量というようなことを調べていくということと、目的がどのようにつかわれているか、この路線はどういう人が多いかというようなことを調べます。

今後、次年度以降ですが、整備候補路線という名前ですが、要は整備をしたほうがいいよという路線を選定していきます。25年以降、もしそういう整備路線が町としてもやると、もしくは当然、国庫補助とか、そういう関係もございしますが、そういうのが決まれば、測量とか設計に入る予定になって、次年度に工事というような運びで、今現在、国からのスケジュールはお聞きしています。

以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 基礎調査をやって整備路線等を決めていく、またそして平成23年以降にきちんとして出して、その次の次年度で計画をしていく、設計をして整備していくということで、今、伺いをいたしました。若干長い計画ではございますが、しっかりと本町の実態を調査していただいて、どの路線が危険なのか、どの歩道が危険なのかということもしっかり調査をしていっていただきたいと思えます。

それから、自転車事故には、迷惑駐車を避けようとして車道に出てしまい、事故に遭ったというケースもございします。悪質な車は、歩道に駐車してあるところもございします。駐車禁止等の交通規制のない道路は、特に多く見受けられているというふうに思えます。町として迷惑駐車対策をどのように行っているかをお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 迷惑駐車、駐車違反になる案件とそうでない案件とあるかと思えます。駐車違反になる案件については、警察に取り締まりをお願いをいたしております。

そのほか、駐車禁止ではないけれども、安全な通行の妨げになるというようなもの等については、地元と調整をさせていただいて、看板を設置するなどの対応をしております。

実は、そのほとんどは地域住民か、その関係者ということでもございますので、いきなりすべてを警察というのではなく、やはり地域等とよく調整をして、その後、特に悪質性というか、常習性のあるものについては、警察等との調整も必要かなというふうに

思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本当に、この迷惑駐車というのは、住民の皆様が頭を抱えている問題の一つだというふうに思います。

今言われたように、やはりとまっているのも地元の方が多ということもありますし、言って行かれる人もあるし、言って行けない方も、これはございますので、やはり迷惑駐車等の看板、今たくさん立っておりますが、この看板を無視して、すぐ隣にとめる人もございますので、ぜひとも区長会等で、もう一度、地域住民の迷惑のかかっている迷惑駐車等には、しっかりとした迷惑駐車をしているよという意思表示を相手に伝えられるような方向で出していただきたいと思いますし、また悪質なものについては、やはり警察へしっかりとした通知をしていただきたいというふうに思います。

それから、放置自転車も時々見受けられます。以前、私の自宅近くにも放置してありました。そのときには、通報して、取りに来ていただいたということもございました。

自転車を盗難し、駅の駐輪場まで乗っていき、放置するケースもございます。幸田駅南・西の駐輪場には、明らかに放置自転車だと思われるものが数十台ございます。どのような措置をとっておられるのか、お聞きをいたします。

また、自転車の盗難が増加しているというふうにお聞きをいたします。盗難件数をお聞かせください。

○議長（池田久男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、迷惑駐車の対策で、悪質なものについては、先ほども申し上げましたが、警察等と連携はさせていただきたいと思います。

また、それら私ども幸田町には地域安全ステーションというものもありまして、巡回をしております。そのような地域が常にあるようなところがあるならば、巡回のコースに入れたりとか、そういうことも考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 幸田駅の部分、駅前と駅南、それから三ヶ根駅のほうも、東口・西口と駐輪場がございます。それらの部分におきまして、放置自転車の撤去を年に2回実施しております。

方法としては、一斉調査、それに始まりまして、順次、警告・撤去等の札をつけまして、不詳な部分等については廃棄物として業者へ委託して処理しているということでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 自転車の盗難が増加しているということで、自転車の盗難件数をお聞きをいたしましたが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 答弁を願います。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 盗難件数、ちょっと申しわけありません。すぐに資料が出てまいります。またわかれば、後ほどお答えをさせていただきます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 自転車の盗難でございますが、これも「地域安全ステーションだより」に出ておりました。1月から9月までの盗難自転車等は合計で47件だそうでございます。年間、若干ふえております。これも、「地域安全ステーションだより」にきちんと出ていたものでございます。これらのことで、そこで私もだよりを読んでおりましたら、幸田駅などで増加しているというふう聞いております。

今、部長が放置自転車、年に2回実施をして、警告をしたりとか、タグをつけて、取りに来てもらえないものは廃棄物にするよということ、今、言われました。私も幸田駅の南と西に行ってまいりました。放置自転車の見るからにというのが30台ぐらいございます。保管をされておりますよね。駅西の裏の駐輪場の2階の建物の上に、タグのついたものが保管をされておりました。これが約30台ぐらいございました。

その中には、平成20年度の幸田町の登録マークのある自転車が放置をされておりました。登録のナンバーがあるので、直接、私は学校等に連絡できないのかなというふうに思うところでございます。そのほかにも、蒲郡市のきちんとした名前の書いてあるのもありましたし、何とか寮というところもありました。

このように、名前の書いてある、ましてや町にある町内の中学校の登録のシールが張ってある自転車が放置してそのままあるというのは、私はいかかなものなのかなというふうに思いますが、その辺の把握はどのようになっているのでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほどの部分に付随いたしますけれども、私ども駐輪場におきます放置自転車の中で、ただいま議員がおっしゃられましたように、中学生、あるいは高校生という部分の学校の登録がされた、それが貼付された自転車があるということでございます。

その部分につきましては、防犯登録等がされておりますので、私どものほうは年に2回のときに、要するに不詳な、名乗りが上がらない、あるいはいつまでたっても引き取らないという部分は、警察に照会をしております。そういう部分で、使用者がわかれば、もちろんのことでございますが、そちらに連絡方、引き取りをお願いしております。

ただし、不詳な部分で、どうしてもわからない、引き取りに来ないとした場合には、先ほども申し上げましたが、最後の手段ということで、廃棄物として業者のほうに委託処理をさせていただいております。

それから、ほかの部分は、先ほども議員がおっしゃられましたように、駅西の2階の部分にロープ等で保管をしております。これについては、台帳等もその都度備えまして、それから告示も行っておるということでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 放置自転車の建前はわかりました。

しかしながら、今、私が言いました平成20年の幸田中学校の登録の番号もわかりませんが、書いてありました。それは確かに警察云々ということもあるかもしれませんが、町内の中学校でありますので、その辺は、連絡しても来なかったのか、連絡ができなかったのか、その辺を再度お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） なかなか今日、個人情報という部分で難しい部分がございます。

そういう部分では、やはり防犯登録という部分を兼ね備えてございますので、言葉が大げさになるかもしれませんが、警察のほうに照会方、使用者を教えていただき、通知をさせていただくと。

なお、それでどうしても引き取りがない場合は、先ほど申したとおりの処理をするということでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） それでは、このマークをつけた本人が警察にも盗まれたよということを言っていない、自分も被害の届けは出していない、そういうことから、中学校もわかっているけれども、中学校にも連絡しない。これは個人情報があるから。それでいいものなののでしょうか。教育関係のお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、放置した自転車があると、同じ場所に次から次へとだれかが放置していくという現象がございます。アメリカに割れ窓理論というものがございます。この考えは、1枚の壊れた窓ガラスを放置しておく、最後には全部の窓ガラスが壊されていき、軽犯罪が多く出現するというので、小さな犯罪も徹底的に取り締まることで、犯罪を抑制できるとした考えでございます。

さきの迷惑駐車も、1台駐車しているから自分もいだろうとか、放置自転車があるからここに放置しても構わないとか、少しの迷惑・違反から大きな事故犯罪へとつながってまいります。

安全・安心なまちであるように、青色パトなどの対策を強化していくべきであり、悪質なものは、あわせて警察に常に連絡をしていただきたいと、そのように思うところでありますが、この考えについていかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 先ほどの件でございますが、学校への登録番号等の連絡は、これは可能であるかと思えます。連絡の後につきましては、学校のほうで対応していただくということでございますので、プライバシー等の問題にはならないと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほど議員がおっしゃられました自転車につきましてはの詳細は、どうも報告がありました。連絡をしても取りに来ていただいていない自転車のようでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今先ほど教育部長が言われていましたように、学校に連絡いただければ、その都度、対応はできるということでございますので、これはしっかりとした、縦割り行政ではなくて、横の行政の連絡網も私はしていただきたいたいというふうに思うところでございます。

本当にきちんとナンバーがわかっているの、個別もわかるわけでございますので、

確かに警察に行って連絡しても取りに来なかった。それで、だからよしとしていいものかどうかという、私はその行政のそういう考えがいかげなものかなというふうに思うところでございます。

それから、相見駅の自由通路などに防犯カメラが今回設置される予定でございます。安全・安心なまちづくりのためには、幸田駅、三ヶ根駅、また駐輪場、駐車場、これらのところ、また幸田町には国道23号、人の流動の多い国道も抱えておりますので、それらも防犯カメラを私は設置をいたしまして、安心・安全なまちづくりを考えていただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） それでは、先ほどの事案でございますけれども、今後、そのような学校の登録という部分については、学校の労をいただくということで御連絡等をさせていただくと、その上で処理を進めさせていただきます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 先ほど割れ窓理論に対する答弁が漏れております。

そういう負の連鎖が続くようでは、これはいけないというふうに思います。その観点から言えば、やはり御提案のように、青パト等で発見をして、そのこと自体が取り締まられるとか、そういう権限はございませんけれども、どこにそういうような問題があるかというようなことは発見をし、将来の連鎖につながっていかないような対応の第一歩とすることは可能であろうかと思っておりますので、そのようにしてまいりたいというふうに思います。おっしゃられるように、悪質なものは警察とも相談をしてまいりたいというふうに思います。

また、この防犯カメラの関係でございますけれども、平成23年度から社会資本総合整備事業で、相見駅・幸田駅に順次設置をしております。その他の施設についてもおっしゃられたわけでございますが、現在の計画では、その相見駅と幸田駅に設置をしていくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 防犯カメラでございますが、相見駅と幸田駅ですね。幸田駅では何か所ぐらい設置される予定であるのかということをお聞かせを願いたいし、やはり駐車場・駐輪場も広うございますので、その辺にも設置をしていただきたい。国道23号線、これも今後考えていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、緊急時の弱者・外国人の支援についてお伺いをいたします。

緊急医療情報キットの導入でございます。私は、これは平成21年の12月議会でも提案をいたしました。このキットは、高齢者や障害者の方が個人の医療情報、治療中の病気・病歴、受診医療機関、服用中の薬、アレルギーの有無など緊急連絡先をキットの中に入れて、自宅の冷蔵庫に保管しておきます。緊急医療情報キットがあることを示すステッカーも玄関の内側、冷蔵庫に張っておいて、緊急で119番通報したときは、駆けつけた救急隊員が玄関でステッカーを確認し、冷蔵庫の中のキットから情報を生かして迅速に、適切に救急処置をするものでございます。高齢者の方が自宅で倒れたときに意識がはっきりしないときに、会話ができない状態にあるときには、大いに役に立つと

いうふうに思います。

2年前の答弁では、お金も高いものでもないし、救急隊員が必要な医療情報等を判断できるため、消防署と打ち合わせをして取り組んでいくという答弁でございましたが、その後どうなっているのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、高齢者世帯と人数、高齢者単独世帯の人数、ここ2年間の高齢者の救急搬送は何人おられたかをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 社会資本総合整備での防犯カメラの設置でございます。幸田駅地区に5基、相見周辺に15基を予定しております。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、キットについて回答させていただきます。

今言われましたとおり、当時、福祉部長のほうからそういう話がありまして、一応、話はしたことがあります。今、消防署が、いわゆる弱者対策、緊急時だとか、医療機関の必要な人たちに対する取り組みについては、ひとり暮らしの老人調査を実施しております。

そのような観点から、火災予防だとか、緊急時の連絡だとか、希望だとか、かかりつけをリスト化しております。そういったこともお話ししました。また、福祉課で緊急通報装置も、こちらへ届くような形があって、その内容をしっかり精査し、調査票を作成して、その方々にも対象にしております。

そして、ことしからありますには、高齢者のみならず、幼稚園・保育園・小学校・中学校、あるいは重い心臓病等々の方々に対する調査リストも作成しております。そのような観点からして、現行におきましては、キットにつきましては、問い合わせしたところ、非常に新情報の入手が、本人がするわけですから、そういったことの決定というんですか、意外とされていないようなこと、他人の家の冷蔵庫をあけるなど、救急隊のその他の行い等々、あるいは玄関の前に情報を出しておるといこと、裏側に張りつけるということを勘案しまして、当時といたしましても、今もいたしましても、消防署の今ある調査等々を充実するほうが効果的であろうという判断で、現行については、隣接の動きを見て進めておるところです。消防が知り得ているリストをもって対応も十分であるという判断を持って、今、キットについては、協議、そのまま継続しておるような状況であります。

それから、21年、22年の搬送状況であります。高齢者の搬送状況につきましては、21年が510名、22年が635名であります。

以上です。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 高齢者世帯の関係につきまして、私のほうから御答弁申し上げます。

ひとり暮らし老人の方の世帯が781世帯、高齢者夫婦の世帯が770世帯、トータルで1,551世帯でございます。なお、65歳以上の人口でございますが、6,412名ということでございまして、これはいずれも本年の4月1日現在の数字ということで

ございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） キットの導入についてでございますが、今、消防長が言われたように、調査リストを整備していくほうが、消防としてもこのほうが本人の情報がきちんと掌握できるということでございましたが、それは緊急でAさんから連絡が入った。そのAさんから連絡が入ったと同時に、この方のリストがそこにぱっとあらわれるような、そういう形がとられているのかどうかということをお伺いをしたいというふうに思います。

高齢者の方々は、本当に年々ふえているところでございます。確かに今言ったように、調査票がきちんと、電話が入ってきた。電話が入ってきたと同時に、この方の既往症、アレルギーの有無、連絡先云々がぱっと出てくる、そういうものが瞬時に見られるなら私はそれはそれでいいというふうに思いますが、瞬時に見られるかどうかということ再度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、在住の外国人に対する緊急のコミュニケーション支援についてでございます。町内には823人の外国の方々に住んでみえます。日本語が話せない外国人の方々に対しまして、東日本大震災のような災害や急病になったときにはどうするのか、まず会話でのコミュニケーションが私は必要になるというふうに思います。現在、町内に何カ国の方々が在住しておられるのかをお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、リストをされていて、それが瞬時に出るかという御質問でございます。

その件につきましては、そういう機械は設置はしてありませんので、手探りのような形、書類化されておりますので、それは例えば救急隊が現場へ行くよりも、救急車が着く間に探し出すことは可能でありますので、瞬時ではありませんが、そういったことで今まで対応しております。着くまでに大体5分前後かかります。その間には、データ等は取り出しておるのが現況でございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 町内の外国人の方の何カ国の方が見えるかということでございますけれども、無国籍の方も含めまして23カ国、これは11月末現在ということでお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 緊急のほうで、キットのほうでございますが、手探り状態で書類を見つけておかれるということで、救急隊がその現場に到着するまでには、きちんとそれが出て、通達できるよということでございますが、確かに瞬時にそういうことが手探りで、実際、書類が何百、何千ある中で、私は手探りで実際に本当にできるのかなということをし少し疑問に思うところでございます。

それでは、緊急時、実際に災害に遭ったとき、外国人の方々でございますが、とっさ

に周りにいる住民に助けを求めます。しかし、互いに会話ができない。何かしたくても、話している意味がわからないということで、やはり支援をすることができません。そのときに、緊急時の会話帳というのがございます。

これは、宇都宮市が6カ国語で作成をしております。緊急時でございますので、とっさの一言ということで、「警察に連絡してください」とか「救急車を呼んでください」とか「災害に遭って動けなくなっています」「この中に人がおります」等々、本当に簡単な言葉が出ている。それは日本語・外国語・中国語・ポルトガル語いろいろと合わせて1カ所にその場に同じような会話が出ているという、本当に指さすことでお互いに会話ができる会話帳でございます。緊急時には私は有効であるというふうに思いますので、本町の中では、やっぱりブラジル人、中国人、フィリピン人が多いのではないかなというふうに思います。本町のホームページには、外国人用の避難所がわかるようなホームページも出ておりますが、指さすことで会話ができる、この会話帳を作成をしていく考えはあるかどうかをお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 先ほどの件で、ちょっと瞬時に出るかという御質問の件でございますが、緊急通報対応者の105名につきましては、インプットされておりますので、名前を打ち込んで、電話を打ち込むことにより、瞬時に出てきます。それ以外につきましては、先ほど申したとおりでございます。申しわけございません、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 緊急時の指さし会話帳でございます。

私どもも、同じようなものを岡崎市さんがつくっておられまして、それを見させていただきました。この災害時、あるいは急病時等、いろんなバージョンがあるようでございますけれども、議員おっしゃられたように、それで会話の補助ができるというものであると考えております。非常に参考になると思いますので、幸田町においても、わかりやすく使っていただけるようなものを検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、消防長のほうから、瞬時の電話通報、これは105名が加入しているからということで、しかしながら高齢者の搬送は635人おりました。その中で100人足らずが、こういうことで瞬時にはわかるけれどもということでございますので、やはり私はこれは情報キットの導入も考えていっていただきたいというふうに思います。予算もかかりませんし、高浜市ではキットをペットボトルに置きかえてやっているということも聞きましたので、前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今言われたとおり、六百何名かの高齢者の方々があり、105名程度の方につきましては瞬時に出ますが、それ以外につきましては、言われるとおりであります。キット等は大変よいものと判断はしております。関係課と本当によく協議し

て、検討していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（池田久男君） 9番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、鈴木雅史君の質問を許します。

4番、鈴木雅史君。

○4番（鈴木雅史君） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります農業の振興に対する施策、里山保全に対する施策、高齢者の働き場所確保対策の3点について質問してまいります。

幸田町の農業の今後の進むべき方向についての考え方について、お聞かせ願ひします。

私は、農業の実態を把握するためいろいろ調べてみましたが、各種数字につきまして、数年度にわたって同じような数字がありませんでしたので、ちょっと多少変わっておる点があるかと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

幸田町の総世帯数は約1万3,000戸、農家世帯数は約1,180戸、9%でございます。専業農家は94戸、第一種兼業農家数は104戸、第二種兼業農家数は488戸とされています。残り494戸は、経営面積30アール未満、販売金額50万円以下の農家となっています。

愛知県は、自動車産業や機械などの製造業が盛んで、製造業は全国第1位、農業出荷額も、算出額ですね、これも全国第7位の生産県でもあります。この二、三年前は、農業算出額も全国第5位の農業国でありました。このように、工業と農業がバランスよく発展しています。

この愛知県の中で幸田町の現況を見てみますと、カキの生産量は、豊橋に続き第2位、ナスは第3位、イチゴは第6位の生産量となっています。

米についても、幸田町の消費を上回る生産量があります。ちなみに、近隣の安城市は消費量が上回り、岡崎市も同様です。

このような幸田町の農業の状況を調べてみましたところ、水稻を除く部会は、イチゴ部会を初め9部会あり、部会に所属している人数は228人、出荷販売額は8億6,000万円となっています。なお、この部会には、複数加入している農家もあります。

幸田の水田農業を支えているのは、オペレーター、請負耕作をしている農家です。その状況は、信託部会に加入しているオペレーター、水稻・麦・大豆を生産している大きな農家が9戸、そのほか水稻のみのオペレーターが5戸の計14戸です。

一方、産直施設に出荷している農家の状況を見てみれば、憩いの農園には、幸田町内農家213戸、町外242戸、道の駅には、町内農家160戸、町外農家242戸となっております。合計は373戸となっています。この中には、双方に出荷している農家もあります。

その他、近隣の産直施設のドーム、農遊館、葵の湯等にも出荷している農家もありま

す。この出荷している生産者を見てみますと、中には80歳を超えと思われる元気なお年寄りも見られ、また職場を定年後、農業を始めたと思われる人も多く見られます。お互いに情報交換をしながら生き生きと働いている姿も見られます。このような私の認識でよいのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） この幸田の農業の特に置かれている状況、そういうものについて、今、議員から発言がございました。

私も今、議員の発言を聞いておまして、やはりこれらの数字については、私どもの持っている資料と基本的には今一緒でございまして、抱えている問題と申しますか、現象というものも、高齢化等が見受けられてきていると。ただし、その中身でございませけれども、兼業農家の方が今日まで勤めを兼ねられて農業をやられていた方が現役の勤めを終えられまして、農業に半分楽しみを持って参加していただいているということ等が特に感じられます。

そういう中では、ただいま出荷と申しますか、憩いの農園等にも、朝、お会いいたしますと、やはりそういう方々と思しき方が大勢生産物をお持ちになっているということで、今日、幸田町の、特に兼業農家の置かれている方々の部分については、こういうものが現象的にあらわれているんだらうなということをおっしゃる次第でございませ。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 今言われたとおり、幸田町の農業の中で、いろいろ農家を分類してみますと、大きく三つに分類されると思います。

一つ目は、専業農家です。幸田の農業を支えている専業農家の状況を見てみますと、後継者のいる農家の農業に対する意欲は高く、今後も農業の継続性も高いと思われませ。

また、今、専業農家として生活するには多額の投資が必要であり、例を挙げれば、イチゴ農家等の施設園芸農家は施設整備に多くの投資が必要であり、農家として食べていくには、最低2,000万円程度の資金が必要と申されています。

水田農業を支えるオペレーターは、近年の農業機械の大型化により、農機具・倉庫等に多くの投資が必要であり、最低でも億に近い資金が必要と申されておりませ。

果樹農家を見ますと、果樹は植えてから収穫できるまでに7から8年の歳月がかかり、その間の経費が多くかかります。肥代だとか、相続だとか、そういうものでございませ。

専業農家で生活するには、多くの時間と多額の投資が必要となり、新たに始めるのは大変であらうと思われませ。

二つ目は、産直施設に出荷している農家ですが、産直施設に出荷している農家は、大きく分けて専業農家と高齢の農家、定年後に農業を始めた人等も含めてでございませが、に分けられると思われませ。

その理由は、専業農家においては、手取り収入確保のため、産直を行えば収入増となるためであります。高齢者等で産直販売をする人の中には、80歳を超えと思われる高齢者も見られる一方、先ほども言われたんですけれども、兼業農家で定年後、農業を始め、従来の自家用野菜の生産規模を拡大し、産直施設に持ち込む生産者も多く見られます。これは、農機具等は以前から使用していたものが使用でき、投資も少なく済み、

今後、このような農家が多くなると思われます。

三つ目は、兼業農家です。従来から零細な農業を行っていますが、兼業等のため人手がなく、田の畦畔の管理、畑の草の繁茂を抑えるための農作業のみを行っている農家も多く見られます。これらは遊休農地化の予備軍であるとも考えられます。ただ、この兼業農家も、定年等により職場を離れた場合、農業を行う予備軍とも考えられます。この人たちが幸田の自然環境を守るためには、大切な農家と考えられます。

今、テレビ等でいろいろ言われておるんですけども、施設園芸農家の空きビニールハウス、果樹農家にあっては、手入れの行き届かない果樹園がところどころに見受けられます。このことから、これらを借りての仲介を行うことができないかと考えていくことが必要かと思えます。

これは、通称農地バンクのようなことでございますけれども、そういう部分があれば、荒れるものも荒れずに、今ある施設が使えると、そういう部分も今後考えていったらどうかと思っております。

以上、述べましたけれども、今後の幸田町の農業を支える場合、農業形態別にどのような対策を考えているのか、お伺いしたいと思います。それには、専業農家の対策、兼業農家の対策、それから零細農家の対策を打っていかないと、行政効果は上がらないかなと思えます。この点をよろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今後の幸田町の農業を考えた場合に、第1に問題となるのは、高齢化に伴う耕作放棄地の発生であろうというふうに思います。この発生を抑制するためには、今後とも農業を続けられるという、言ってみれば補償、戸別所得補償制度の推進、そして資金の融資制度や農業機械、そして施設導入のための制度活用が必要であるというふうに思います。

特に、経営形態別で考えますと、専業農家や第一種兼業農家がそのような制度を活用できるようにしていきたいというふうに思います。

作付による経営形態別におきましては、特にオペレーター、施設園芸農家、ただいま議員のおっしゃられましたように、多額の投資が必要となります。資金の融資制度や農業用機械や施設導入のための制度の活用などが必要であるというふうに思います。

オペレーターにつきましては、より効率的な経営が求められております。そういう部分では、経営耕地の団地化を図ることが重要であります。

つきましては、次年度から始ります農地の出し手に経営転換協力金を交付する制度、これが来年度から始まる予定でございます。これを活用し、推進を図ってまいりたいというふうに思います。

施設園芸農家につきましては、ただいま議員もおっしゃられましたわけでございますけれども、多額の投資等が一般でございますが、そんな中、実際に使用されなくなっておるような施設も発生してまいります。そうした施設の情報を提供することによりまして、使用されていない施設もリユース、そして初期投資を抑制することができるであろうというふうに思っておりますので、そのような情報を心がけていきたいと。

また、必要な資金の確保におきまして、農業近代化資金などの制度資金、あわせてこ

れも行っていきたいというふうに思います。

次に、第二種兼業農家でございますけれども、働きながら農地を管理されている方、そして定年後で趣味的な規模の農業をされている世帯が多いかというふうに思います。そうした世帯におきましては、資金面よりも技術面のバックアップが必要ではないかというふうに思います。そのためには、県農業大学校、あるいはJ Aの農業塾等の情報を提供をしていくようにさせていただきます。

また、新規の就農者といいますか、就農を希望される若い世代の方におきましては、就農前の研修2年、それから就農直後、5年以内でございますけれども、所得を確保できる、その期間につきましては、交付金等を交付する新しい国の制度が出てきてございますので、それらを周知させていただき、利用等、支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 次に、人口問題をテーマといたしたいと思っております。

私ども若いころは、地球人口は約30から35億人ということで聞いておりましたけれども、この平成11年には60億人、この平成23年には70億人。そうなりますと、今、10億人ふえるのに、十二、三年で10億人ふえると。そうなりますと、近未来には100億人に達する時が来るかと思っております。

以前からも、人口がふえると食糧不足問題が起きるんじゃないかということで言われておりましたけれども、幸いなことに、今まで一部の国が飢餓による問題等が報じられておりますけれども、日本には大きな影響はありませんでした。ただ、このような状況が長く続くとは思われません。その理由は、中国を初めとする後進国の生活向上による穀物使用量の増加、そして穀物を生産する農地、水資源に限りがあるからです。

幸田町は、日本全体から見れば小さなまちですけれども、穀物を生産する農地の保全に努めることが必要と思っております。

このような人口問題、飢餓の問題も、近い将来には必ず不足する時代が来ると思っています。これらに対することについてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。大きな問題ですけれども。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 世界の人口につきましては、現在、約70億人と言われております。そして、2050年には約90億人になるのではなかろうかと言われております。

その中、食料供給の面におきましては、耕作地におきまして耕作可能な土地はあるわけでございますけれども、新聞等、あるいはテレビの報道で見ても御存じのように、この農地をかんがいする水の供給、あるいは農地の地力低下、そういうもの等、さまざまな要因を持ちまして、近い将来、世界は食料供給に不足を来すような状況になるのではないかということを危惧するようなことが言われております。これが現実となりますと、食料を輸入に頼っております国内、あるいは地域においては、どのように食料を確保するのか、維持するのか、重大な問題となってまいります。

一方、国内では、既に人口減少に移行しておりますして、推定でございますけれども、

2050年の人口推計は約9,500万人ぐらいになるのではないかと。ただし、依然として高齢化社会が続いていると思われまます。こうした状況下で、現在よりも食料消費が少なくなる点等も重要なことというふうに思います。

実際には、経済事情・社会情勢等から、一概にそんなふうになるか、あくまでも推移でございますけれども、こうした場合に、食料を確保する上では、耕作放棄地の解消や農地を保全するということが最も大切であろうし、備えなければいかんことであろうというふうに思います。

そのためにも、先ほど申し上げましたけれども、農地の集積に係る経営効率というもの、そして新規就農者の確保、そのようなことを農業の基礎に置きまして取り組みをしていくことが必要だろうというふうに思っております。

国内の穀物等の部分については、やはり生産においていろいろな品質的なものも変わってきてございます。それから、温度によって作付内容も少々変わったりと、生産地が変わったりと、いろいろございます。

そういう中ではございますけれども、やはりより変動に強い、そういうものを品種改良を取り入れる、あるいは自然災害にも強い、そういうものをしていく、それが結びつきになるであろうと。ただし、これは少々年月がかかることでございますので、そちらの期間等も十分調整し、進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 次に、里山の整備の必要性についてお伺いしたいと思います。

農林統計では、全市町村を都市的地域、平地的地域、中間農業地域、そして山間農業地域の4区分に分けています。そして、中間地域及び山間農業地域を合わせて中山間地域と呼ばれています。中間地域とは、平野部と山間部に挟まれ、林野率50%以上、耕地率20%以下が、その一定面積が傾斜地にある市町村を言います。

幸田町は、かつては林野率50%を超え、中山間農業地域でありましたが、山間に工場誘致を行い、現在は森林面積が43%となっています。幸田町は、工業誘致により山林の開発が進み、また区画整理事業も3カ所済み、新たに3カ所の区画整理事業も計画されています。開発が進めば進むほど、従来は豪雨に際して水をためていた機能が失われ、洪水を引き起こす大きな原因ともなっています。このことは、名古屋市都市周辺の災害を見ればわかるとおもいます。

現在の幸田町は、森林面積比率から見れば、準中間農業地域に区別される農業地域、一方、夜間人口3万5,596人に対し昼間流出口、外に出る人口ですね、これが1万9,433人、外から入ってくる人が1万2,790人となっております。流入人口のほうが1,847人上回っております。このことは、産業が盛んなまちでもある証拠でもあります。

そこで、現在、幸田町で認定している林道は23路線、28.958キロメートルと聞いていますけれども、林道認定されていない山道はどの程度あると考えているのか、またこの林道を含め、山道をどのようにすべきと考えているのかも、お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君）　まず、林道の関係でございますけれども、私どものほうで承知しておりますのは、路線は、計画的な部分も含めまして24の認定をさせていただいているというふうに思います。延長は、29.328キロだというふうに思います。

それから、林道等の部分でございますけれども、林道の認定をしておるのは、ただいま申したわけですけれども、林道にしていけないような山道がございます。これは、町内の森林の各所等にあるわけでございますけれども、やはりそういうものを利用して地域の森林、山が持つ涵養の部分、あるいは自然保全というものを守るがために、管理等が利用されているということでございます。

ただし、残念なことでございますけれども、紅葉時期以外にも山の景色が変わる、いわゆる例えば侵入竹等の繁殖、そういうもの等が絡んだりしまして、山も管理が不行き届きな形になりつつあるということでございます。

やはり、先ほど申し上げました山林といいますか、森林の持つ目的に即しまして、今後とも保全、そしてそれがための林道等の整備が必要かというふうに思っております。

○議長（池田久男君）　4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君）　今言われたとおり、林道につきましては、整備されまして、車等も入れる道も多くございますけれども、山道の関係なんですけれども、これは実際問題、私も小さな山を持っておるんですけれども、その部分の中には、単位が小さ過ぎて、自分の山に入っていくのに、人の山というんですか、それがあるもんですから、それを通らなければ入っていけない状況なんですよ。

そうしますと、実際に町の所有物ではないんですけれども、実際には昔から人の山を通して、そういう部分でみんな通っておるもんですから、その部分というのが手の入れようがないというのが実際問題でございます。山の手入れをしたくても、山に入る手段というのか、これがはっきり申し上げて竹が生えたりなんかして、山道がほとんどつぶれちゃつとると、そういう状況でございます。

その中で、山の手入れをやれというものなかなか酷かなと、こう思っておりますけれども、その中で、関係者が集まって手入れをして通れるようにしようと思うと、そこら辺の部分の中で一工夫しないとなかなか大変かなと、こう思っております。

それから、先ほど部長が言われましたとおり、山の荒れておる原因なんですけれども、従来から言われております一番大きな原因は、昔は山からとってき薪等の関係の中で、米の煮炊きをするだとか、そういう部分になっておりましたけれども、最初はまきからガスになって、それから今、電気と、こういうふうな変化も大きいものだと思います。

大きなことと言えば、木材価格の下落により、山の手入れがはっきり言ってできない、採算が合わんと、こういう部分もございます。

それから、幸田町の山が一番大きいんですけれども、中国産等の輸入によるタケノコの販売価格の下落によりまして、放置竹林の増加、この部分がございまして、採算が取れなければ、どうしても放置、手が入らんと、そういう部分もございます。

なかなか不幸的な原因の中で難しいと思いますけれども、竹林の関係も、ある本を読みますと、適正な管理をされておれば、侵入竹林等の問題は起きないんですけれども、竹が余りにも繁茂しておるもんですから、外に養分を取られると、このことが大きな原

因になって、侵入竹林の拡大の大きな要素になっておると思います。

こういう点も、今後、いろんな部分の中でいろんな考え方があるかと思えますけれども、みんなで知恵を出し合って、少しでも自然環境豊かな幸田町のまち、そういうものをつくっていただきたいと思っております。

それでは、続きまして次の高齢者の働き場所の確保対策についてお伺いしたいと思います。

現在、日本の企業は、景気の低迷、国際競争の激化により、安い労働力を求め海外に進出を進めています。その結果、国内生産の空洞化を招き、若年者の雇用問題が発生しています。

一方、団塊の世代は定年の時期を迎え、一部企業では、本人が希望すれば、定年後、一定期間の再雇用を賄っている企業もあると聞いています。今後、年金の支給年齢の引き上げも検討されているやの報道もされています。

私があえて高齢者について雇用と言わず働き場所と言うのは、勤め人もいつかは定年を迎え、職場を離れます。毎日、日曜日の生活をいつまでも続けるのは大変です。ましてや、収入がなく、家におること自体も、私も経験しましたけれども、半年ももちません。今後、どのようにやっていくのか、よく数年前からある程度計画しておかないと、そのときになってからやっても大変だと思います。

私は時々、定年間近の人に、今後、仕事を離れた場合にどのように生活したいのか、いろいろ話を聞いてみますと、多くの方はまだ真剣に考えてみたことはないが、先行き不安を持っているとの回答が返ってきます。これから先、年金額の引き下げ、支給年齢の引き上げ等に対し、どのようにしたらいいか困っている人の声が多く聞かれます。

この場合、私は人に、人は必ず定年を迎え、職を離れるときが来ます。それに備えてどのように生活するかをよく考えて計画していくことが必要であり、数年前から準備をするように話しています。自分の趣味を生かしながら、少しでも収入を得られるようにすること、農家であれば家庭菜園を拡大し、直売で収入を得られるようにすること、職場で得た技術を生かし収入を得ること、求職する場合には、職業安定所がありますが、高齢者の職探しは簡単とは思いません。

今後、ふえ続ける高齢者の働き場所等、これは生きがいのある生活をするためです。これに対する相談場所があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほどの答弁の中で、一つ漏らしました。

山道についての概要でございますけれども、これは認定外ということでございまして、私ども町のほうにおきましては、町の設置管理していないということで、概要等については、残念ながら承知してございません。

それから、今後の山林等の部分におきまして、町の考えでございますけれども、やはり先ほども申し上げましたが、森林というものは憩いの場所でもある、そして公益的な機能も持っているということでございまして、森林のよさを、言ってみれば再認識して、資源として大切にしていこうというような価値観の転換がなされることが必要であるし、そしてそれを町としても位置づけをさせていただきたい、動機づけをさせていただきた

いというふうに思っております。

なお、林道の管理につきましては、町で毎年維持管理のために予算措置をいたしまして、管理に努めさせていただいております。

それから、林道に認定されていない山道の大半は、先ほど議員もおっしゃいまして、個人の土地が主であろうということでございます。まさに、そうでございます。そうした場合には、恐れ入りますけれども、原則、地主、地権者の管理ということになりますので、なるべく適切な管理等に努めていただけるように私どもも指導させていただきたいと、かように思う次第でございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 高齢者の働き場所ということでの相談窓口ということでございますけれども、基本的には、高齢者に限らず、職業安定所が中心となりまして雇用対策は進められているところでございます。

定年の年齢の引き上げ、また継続雇用制度の導入等、実効性を高めるために、職業安定所によりまして指導・助言、こういったことを実施をされまして、また細かな職業相談、職業紹介といったことも実施をされておるといふふうにお聞きをいたしております。

また、中高年の再就職、援助・促進といたしまして、定年退職後におきます臨時的、また短期的な雇用、こういったものについての御要望に対しまして、町のシルバー人材センターにおきまして、会員が身近な地域での就労場所、こういったものを提供しておるところでもございます。

さらに、愛知県のシルバー人材センターの連合会でございますけれども、こちらのほうを中心といたしまして、60歳以上の定年退職者等を対象といたしまして、職業紹介事業を実施をいたしております。高齢者の技術、また資格などを登録いただきまして、これらにこたえられる高齢者の方々に対する技術の習得なども含めまして、そういった事業も展開をされておるところでございます。

町のシルバー人材センターを通じて、またそういったところも御紹介などもさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 年金の支給開始年齢の引き上げの見直し検討会議ですけれども、厚生年金について言えば、昭和28年生まれは61歳開始、昭和29年生まれ以降、毎年1歳ずつ引き上げ、昭和32年生まれ以降は65歳以降の支給の検討がなされています。60歳で定年を迎え、65歳からの年金支給開始となれば、この5年間はどのように暮らしていけばいいのか、これらの対策について真剣に考えておかないと、該当の方は大変になるかと思えます。

それから、シルバー人材センターにおいても、最近の景気低迷により仕事の依頼件数も減少してきており、希望があってもなかなか対応が難しいということも聞いております。その部分も、シルバー人材センターさんが、今、幸田町においては頑張っておられるんですけれども、あらゆる方向から雇用者の数が多いものですから、そういう人をどうやったらいいのかなど、働き場所、生きがい対策ですね、ここら辺の部分をいろいろ考えておかないと、団塊の世代の方はもう定年を迎えられまして、これから二、

三年すると、その方がまた第2のところまで終わっちゃうと。そうなってくると、いろいろな部分の中で、あらゆる方向からやっておかないと、今でも町内を見ても、60歳を超えた方が犬の散歩とか、うちのほうの道を見ても、皆さん、歩いてみえます。そういう部分、再度、そこら辺あたりのシルバー人材センターさんとの関係についても、今後ともまたいろいろ町からの仕事の依頼もいろいろ考えていただきまして対応していただきたいと思います。そこら辺、どうなっているでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 年金の関係につきましては、65歳に向けて、今、段階的に支給開始年齢の引き上げというものがなされておるところでございまして、最近のマスコミの情報でいきますと、68歳に引き上げをするというようなことも言われておるところでございまして。

こうしたことの中で、国では平成18年の4月に高年者等の雇用の安定等に関する法律ということに基づきまして、この支給開始年齢の引き上げに対しまして、事業主に対し、22年度からは64歳、また25年度からは65歳といったような段階的な定年の引き上げ、また継続雇用制度の導入などの措置を義務づけることというような制度化をしておるところでございまして。

高齢者の雇用の確保の一方で、少子高齢化の中で、今、若年層の方々の雇用対策ということも、非常にこの今の景気の中で、そういったいろいろな方々の雇用対策というのが非常に問われておるところでもございまして。

そうしたことの考えの中で、町といたしましては、今後もシルバー人材センターを始めといたしまして関係機関と調整を図りながら、その就業の場の確保に努めていきたいといったような考え方でおるところでございまして。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 早いですけれども、これをもって質問を終わります。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木雅史君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時56分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2件について、順次、質問をさせていただきます。

まず、中部電力以外の新規電力事業者から電力購入について問うものであります。

東日本大震災は、原発の安全神話を打ち砕き、原発に依存した電力供給の危険性と原発に依存しない安心できる社会への取り組み、脱原発の選択と新エネルギーへの転換が新たな展開をつくり出していることは、御承知のとおりであります。原発停止による燃料費の増嵩による電気料金値上げの可能性がある中で、新規事業者からの電力購入を入

札によって購入をする自治体がふえております。入札による経費削減が大きな効果を出していることも、御存じのとおりであります。

そこで、第1に問うことは、庁舎と庁舎以外の公共施設の電力契約状況並びに年間電気料金を施設ごとに答弁を求めるものであります。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、庁舎の御報告でございます。

契約電力214キロワットでございます。年間電気料1,273万円でございます。これは平成22年度の実績でございますので、よろしく願いをいたします。

そのほか、庁舎以外すべてで9,922万5,000円になるわけでございますが、新規電力からの対象となります契約電力、おおむね50キロワット以上と言われておりますが、それになじむと思われる施設につきましては、小・中学校で3施設、それ以外につきましては、50キロか50キロを少し出たぐらいでございまして、今回の新規事業者からの購入の参考にはなっていないかなというふうに思われます。

ちなみに、施設ごとということでございますので、契約電力を順次申し上げます。主なものということで、よろしく願いいたします。

老人福祉センターが65キロワット、それから保健センター61キロワット、菱池保育園49キロワット、幸田保育園47キロワット、深溝保育園57キロワット、あと教育施設で幸田小学校が56キロワット、中央小学校が96キロワット、荻谷小学校が56キロワット、深溝が57キロワット、幸田中学校が55キロワット、南部中学校が71キロワット、北部中学校が70キロワットでございます。

このほかにも、大きなところといたしましては、町民会館等の3施設などがございません。こちらについては、契約電力は924キロワット、それから学校給食センターの契約電力が241キロワットでございます。しかし、このハピネス・ヒル・幸田の関係、これは指定管理者に指定管理料の中で言うておりますので、契約者が私どもから変わっておりますので、対象にはならないと思っておりますし、学校給食センターにつきましても、給食センターへの委託料で、センターのほうを受電をしておりますので、これも今回の対象にはなり得ない施設ということでは思っております。

それから、年間の電力料ということでございますけれども、こちらにつきましては、庁舎を除きましては、一番多いところでも400万円ぐらいということをお願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 小さな親切大きなお世話と、こういう言葉がございまして、給食センターだ、あるいは町民会館だと、そういうことは指定管理者だ、あるいは委託料だから、今回対象じゃないよなんていう、私、そんな質問をしたか。公共施設じゃないか。だれが管理をしておるのか、だれに委託をさせているのかということと、公共施設であるかないかということとの物差しは違うでしょうが。

私がお聞きしたのは、庁舎と庁舎以外の公共施設、つまり幸田町が設置をして、管理の実態はさまざまあったとしても、公共施設という尺度で私はお聞きをした。

そんなところで、いや、あれは決して管理ではございません。委託でございますというのは、私の質問の先を鈍らせたり、蛇の道に引っ張り込んでがらがらぼんにしようというたくらみがあるかないか、そんなことは知らん。そんなことは知らんけれども、質問者の質問にきちっと真正面から答えていただくということが、これから質問してまいりますので、いろんな面できちっと対応していただくことをまず申し上げておくという形で、今、大体言われて、年間400万円までの公共施設、庁舎を除けば大半ですよ。この中には町民会館は入っておらんわけですが、そういう状況の中で、あなた方が今まで、あなた方と言うよりも、大須賀町政になって1年余り、どういうことをやってこられたのか。

それは、住民間の負担の公平、あるいは近隣市町との均衡だと、言葉としては通じて、内容はよくわからんと。こういうことを言って、住民には3,700万円の公共料金の値上げを押しつけたんじゃないですか。犠牲を押しつけてきた、あるいは事業仕分けだと、こういう形で、あるいは行政改革、こういう名前で暮らしを支援する事業を削減をしたり、行政の水準を引き下げる、こういうことを一生懸命やられた。パフォーマンス的な展開もされた。そういうことはやってこられても、庁舎を含む公共施設の電気料金削減で新規事業者からの購入などの行政改革、これは内部で検討されたことがありますか。まず、そこから答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） この件につきましては、早々、私は所管の財政課に、もう大分たちますけれども、指示しております。

その状況下で、資料を出すようにやっておりますけれども、それを見て考えるような措置はしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もう既にわしはあんたに言われる前から指示をしとるんだよということですから、これから先、質問する内容の答弁が極めて楽しみにしています。もう既に検討・指示して、資料も出させておる。もう結論出てくるわな。それとも、善処3年、検討10年で、いや、そうは言っても、相手が伊藤宗次の言ったことはうんとは絶対言わんと、口が裂けてもと。こういうのがあなたの姿勢・心情だ。

こういう中で、じゃあその新しい行政改革で、あなたも指示をしたと、資料も出してきておると。そういう中で、新規の電力事業者から購入をすると、こういう点でどういう削減が見込まれているのか。つまり、行政改革、経費削減が住民の負担によらずに、住民に犠牲を押しつけずに、さらに行政水準を引き下げることなく、どういう形で出てくるのか。これは答弁いただけるわね。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は今、資料を持って出てきたとは申し上げていない。資料を作成するように、そのように指示をしてあるということでございまして、その辺を理解いただきたいと思います。

ですから、その資料が出ますことによって、幸田町としての利益がどのぐらいあるかと、全体的にどういう業者があるのかと、商社もあり、いろいろな業者があつて、最初、

私はこの仕組みがよくわからなかったわけです。何で中電の電線を使って安くなるんだという状況が、いろいろ勉強させてもらいまして、一応は理解をしたといいますか、そんな感じでおりますけれども、今後についてその対応をしっかりとさせていただこうというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 中電以外のどういうところから電力の供給が可能であるかを、まず御報告を申し上げます。

特定規模電気事業者というのがございます。こちらにつきましては、発電も行いながら、また各発電所からの余剰電力等を購入をして、それを売るということを行っている事業所でありまして、それらは大きな大口契約者、そういうところ向きであるということをお伺いしております。

私どもの程度の消費者がこちらの対象になるかどうか、ちょっと難しいんじゃないかというのがあります。

それから、その特定規模電気事業者との間を取り持つ仲介業者がございます。この仲介業者を通じて購入するという方法もございます。県下の多くの先進事例もこの例が多いわけございまして、このメリットといたしまして、基本料金が安くなる。

○14番（伊藤宗次君） だれが聞いとる、そんなところまで。

○総務部長（伊澤伸一君） 失礼しました。またやっちゃいました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だれが聞いとる、そんなところまで。

それは、自分が想定するのはいいですよ。想定して、聞かれもせんことをた一たかやっていったら、私は口封じに遭うがな。昼休みの議会運営委員会でも、私の口封じをやっただろうがや。

だから、先を思いやる心と、小さな親切、大きなお世話だよということを先ほど申し上げた。申し上げたということ同時に、質問者の質問の内容にきちっと答えて、真正面からやりなさいよと、こういうことは従来からずっと申し上げてきたということなんですわ。

私の若干の質問の組み立てが変わってきちゃったもんだ。言うけれども、いわゆる、言ってみればPPSと言うわな。特定規模電気事業者、こういうことで、PPSからの電力購入ということですが、まずそれを砕いて言えば、今、新聞でも、きのうの報道でもありましたが、いわゆるメガソーラーというものをつくる。いわゆる大規模な太陽熱集積をして、そこから電気を生み出して、売る。

大規模というのは、結局、一般家庭も含めてですが、大半はそういう新規事業者が電気を起こして、ここでいけば中電の送電線を使って各需要者のところに送りますよと、こういうことですよ。

それは、結局、日本の一番悪いところは、電力と送電が一体のものとして独占されてきておったと。それが、原発の問題、これは2001年から始っておりますけれども、それは送電と発電を分離をするというところまで明確には言っておりません。しかし、その一過程の中で、送電の関係は一定の規模を持つ電力事業者ならば開放せよと、こう

いう形なんですよね。

新規の事業者が電力をつくった、送電線つくった、そんなものはパンクすることはわかっているわけですよ。幸田町、高圧線鉄塔のクモの巣のように張りめぐらせている。新規事業者がさらにここへ鉄塔をつくられたら、鉄塔の中の幸田町だがや、今でもそうだけれども。

そういうことじゃなくて、既にある電力会社の施設を使って送電をする。そして、送電された電気を、新規事業者についてはどうするかという形の中で、これらのうちから入っていくわけですが、そういう形の中で、今、自治体間だけでも、民間でも結構ふえてきておられるわけですから、自治体ということで絞っていきます。

県下54の市町村がございます。愛知県を入れれば55、愛知県も名古屋も既にずっと前からやっているわけですが、県下54の市町村中で既に新規事業者を入札で選択をしている自治体の数。もう切りかわっちゃったよというのと、検討をしていると。幸田町は、先ほど、いや、資料まで出すとは言ってへんと、検討は指示をしたと、こういうことですから、検討している自治体という中で幸田町も入ってくるわけですが、私がいただいている新聞報道では、幸田町は載っくらへんわ。そんなことはお聞きしとらんじやない。54の市町村のうち既に導入をしている自治体の数はどれだけですか。近隣の状況もあわせて答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 先ほどは大変申しわけございませんでした。

入札か随意契約かは別といたしまして、既に導入をしております自治体ということで、県下5市町村がございます。豊橋市、豊川市、豊田市、設楽町、豊根村でございます。

それから、今後、購入を予定をしておる市町でございます。岡崎市、刈谷市、蒲郡市、知立市、田原市でございます。

近隣の状況等もおっしゃられたわけですが、ちょっと西尾市の考え方というのは、今現在、検討中という答えでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ざっと言ってみれば、購入と検討の市町村の数は21市町村、蒲郡市もどうのこうのと言われたわけですが、これは既に12月2日の新聞報道で蒲郡市も脱中電という形で、入札によって新規電力事業者から購入をすると、こういう選択がされたという新聞報道がございます。

そういう状況から言っても、既に県下で54の市町村のうち21、そしてこれからはどんどんどんどんふえてくるであろうと。こういう状況の中にあつて、幸田町は町長の指示によって状況調査をきちんとせよということで、結果的に既に実施をし、あるいは検討している自治体は、何が目的で、中電によらずに新規電力事業者と、こういうものの選択を考えておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 既に組み込まれておるところ、それから新たに新規事業者から購入していこうとされておる自治体の主な理由は、いずれも経費節減と聞いております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 経費削減、広く言ってみれば、行政改革という枠の中で、住民に行革だと言って負担をかけずに、自分のところの足元の問題として、公共施設、あるいは公共団体が使っている電力の状況について、経費削減という名で、これも行革の一環だということは明確に刈谷も述べておりますし、蒲郡も述べております。そういうようなことも含めてやっていくといったときに、じゃあ我が幸田町はどういうふうに今後進めていくのか、こういうことについて答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 本件に関しましては、先ほどちょっと先走っちゃいましたが、新しい道を探るとするならば、仲介業者、いわゆるESPと区分される業者であるわけですが、そちらのほうの対象になってくるかなと思われまます。これは、十分、そちらのほうで前向きに検討をしていきます。

ただ、若干、冒頭、議員もおっしゃられましたけれども、燃料高ですとか、東京電力の脱原発によるコストダウンですとか、そういうことでメリットがだんだん薄くなりつつある、そういう傾向ではございますけれども、そこに経費節減の道があるならば、私どもはそれは十分検討していかなければいけない、そういう事項だと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどあなたの答弁の中で、大口と言われる市町村の中では、こういう引き合いがあるけれども、私のところは小さな町ですからと言って、常に控え目にしちゃったんだわね。だけれども、そういう中でも、例えば瀬戸市や大府市は、今のところ変更する考えはないというのが市の見解であります。しかし、新規事業者が営業活動で訪れておりますよと。こういうことで、瀬戸市や大府市はせっせと情報を収集をしています。情報を収集した結果、どうするかというのは、またこれは時の発展の中で出てくる結論であります。幸田町にはそういう業者等を含めて、営業活動は来ておりますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） こちらにつきましては、会社名も申し上げますが、このアンデンという会社からメリット・デメリットも含めまして紹介をいただいております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 別に特定の企業がどうのこうのじゃなしに、特定の企業ということ言えば、既に多くのところがエネットという電力事業者、このエネットというのは、NTTファシリティーズ、それから東京ガスや大阪ガス、これなどが出資をした、いわゆるPPS（特定規模電気事業者）、ここからの購入という点でいけば、自治体の多くはその選択をしているわけですが、私がそれをやれと言っとるんじゃないんです、エネットの使い走りじゃないんでね。そういうこともありますし、また豊田は丸紅からも購入をしていると、こういうことで、だんだんその事業者はふえてまいります。

そうしたときに、一番あなた方が、あるいは私どもも、例えばこういうことを言ったときに、じゃあ電力の供給は大丈夫かと、安定するかどうかと、こういう問題も出てきます。そうした点で、電力供給の安定性というものについてはどうのお考えなのかと

ということと、もう一つは、これら新規事業者の共通点は、原発を持たないです。つまり、環境面という点でいけば、火力発電所も設けていない。天然ガスだとか、バイオマスだとか、あるいは太陽熱と、こういう自然エネルギーや、あるいは再生可能エネルギーと、さらにまた二酸化炭素が少ない天然ガス、LNGというものの採用で、火力発電についてはほとんどやっていない。ないとは言いません。

そういう形の中で、つまり原発から脱していく選択肢の中で、新しい事業が、電気が生み出されてきているという点は、大いに評価していかなあかんですよ。そうしたことも含めて、どういうふうにお考えかと。

先ほど申し上げたように、電力供給が安定をすることが第一ですということと、もう一つは、環境面という点でいけば、どういうふうに考えていくのか。中電は浜岡原発が停止をした。武豊火力が老朽化して休止しておったものを、急遽、たたき起こして、もう一働きせよと、こういう状況にあるという点から含めていくなれば、環境面からどういうふうにお考えなのか、こういう点で答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず最初の辺で議員もおっしゃられましたけれども、これらの業者は中電の送電設備を借りて商売をするものでございまして、基本的には、例えば契約業者が倒産というか、急に事業が継続できなくなったとしても、まず停電することはないであろうというふうに理解をしております。

そういう点では、安定供給という点では、全然心配ないということとは言えないかもしれませんが、ほかのところは既にやっておられるように、安全性というのは、安定供給としては、ある程度もう担保されておるんじゃないかなという点がございまして。

それから、環境面からの切りかえということもございましてけれども、私どもは今までそういう部分での検討はしておりません。どこの市町もそうですけれども、経費削減がやはり当然求められる第一の要請だということで、そういう観点からの検討でございしますので、よろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 例えば豊田が経済的な利点以外に新規事業者に切りかえて、CO₂の排出量がふえないかどうかなども、環境面の問題として重視しておりますよと、こういうことですよ。それは、先ほど申し上げたように、新規事業者は基本的に化石燃料をばんばん燃やしてやるという発電は持っていないという点も含めて、私は一定のメリット・デメリットという尺度から見たらあるだろうと。

ここで、私が申し上げたいのは、ああせよ、こうせよというのではなくて、要は、こういう状況の中で幸田町として中電以外の新規事業者からの電力の購入について、具体的に、今、町長は手元に資料はないけれども、指示はしたということですが、指示3年じゃないもんだな。という点からいけば、私は一定の方向性が出ないかなだろうということと、もう一つは、これは新しい事業者が全部安いということではない。競争の原理だ。どこの市町もみんな入札で中電と新しい事業者の入札をして、中電が高いからやったんだよと。いわゆる、あなた方もよって立つべき大義名分を求めておるわけなんで、そういう点でいけば、入札という行為がやっぱり選考してくるだろうというふうに思う

わけです。そうしたことも含めて、今後、どういうスケジュールで、どういう方向で、この新電力事業者からの購入というものを進めていかれるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 先ほど町長からの答弁の中でも、比較検討する調査については指示が出ておまして、その中において、中部電力以外から購入した場合を想定をして業者に試算をいただいておりますところというのが現状でございます。

それから、いつからとか、そういうことにつきましては、まだまだそれらの検討結果を見てからということで、今現在の進捗状況はそういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まだまだ先の考えでありますよとなると、先ほど申し上げた善処3年、検討10年というお役所言葉のルールの上に乗って、幸田町も県下54番目じゃいかんから、五十二、三番で、わしらも一生懸命努力しとるわと、こういうことじゃ何ともならんわけじゃん。片一方では、住民に行革だ、事業仕分けだと言って、痛みと犠牲を押しつけながら、我のところの足元の問題は、いや善処3年、検討10年でございませうので、検討の成果をごろうじろやという次元の話じゃないわけですよ。

という点からいけば、一定、いつまでも検討しとれなんていうことじゃなくて、じゃあどこら辺をめどにおいて、切りかえるか切りかえんかの問題じゃないですよ、そういう方向を出して、結果的に入札をやったら、まだ中電のほうが安かったということがあり得る話なんで、今後、事業者がだっとふえてきて、過当競争の段階になってくる、いろんな問題も出てきましょう。そうしたことも含めてですが、じゃあどの時点までにその問題を押さえていくのかという点では、これは町長の答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 事務方のほうはどうも資料があるようでありまして、私のほうにちょっと資料がないようでありまして、大変申しわけないですけれども、その内容をしっかり見まして、即対応できるようでしたら、来年度にも対応するような方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長は、来年度にもその方向性を出していきたいということですので、そういう方向性がまた流されないように、きちっと見詰めてまいっていきます。

次に、2番目の質問に入ります。

耐震シェルターの補助制度の創設ということを求めていくものであります。

東日本大震災以降、幸田町でも耐震診断を申請する人が急激に増加をしております。みずからの命と家族などの命を守る意思の強さが、この診断の申込書の増に示されたというふうにとめております。

しかし、耐震診断が急増しても、診断の結果が耐震強度に達していずに、耐震改修を必要とするという診断であっても、いざ耐震改修となると、補助対象はその家全体が改修の前提という補助制度であります。そのために、多額な改修費用を必要といたしております。診断は急増しても改修には至っていない、これが現状かと思っております。したがっ

て、現状をどういうふうに見ておられるのか、まずこの点から答弁がいただきたい。先ほどの総務部長の答弁のように、フライングをしないような形で答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 木造住宅の無料耐震診断と耐震改修におきましては、平成15年度から実施をしてきています。現在、平成22年度までの実績については、耐震診断件数が513件で、うち要改修については432件ということで、耐震改修の補助は25件でございます。改修する件数が、対象家屋2,690戸町内にありますので、約1%ということで、議員言われるように、少ない状況でございます。

ただ、この状況は、県下54市町村、おおむね約1%ということで、ほぼ類似をしています。

こういう状況で、幸田町としましては、平成20年の3月に幸田町の「耐震改修促進計画」をつくりまして、平成15年から平成27年までの13年間で90件の耐震改修を促進するというふうに定めております。

この間、推進策としまして、非常に各市町進まないという状況で、どこも啓蒙活動にいろいろ工夫をしてきています。本町においては、全行政区の説明会をすべて行いました。それから、広報はもちろんでありますが、今はダイレクトメールということで推進し、かつ助成制度では、平成21年度に、幸田町独自ですが、一般の簡易型改修補助として30万円を導入したり、ちなみに平成23年度は改修費60万円に対して、国費ですが、30万円の上乗せをして90万円にしとるというようなことで、いろいろ施策を展開しています。しかしながら、余り進んでこないというのが実態ですが、何しろ耐震改修されてこそ命が守られるというふうに思っていますので、今後、推進をしていきたいと。

特に、改修の進まない理由には、改修費用が想定額より超えたとか、この改修と合わせてリフォームというんですか、間取りを変更するというような形もあって、また高齢者の方については、特に高額な改修費用ということで言われています。そういうものが原因だというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 遅々として改修が進まないということは、ほかの市町と大体似たり寄ったりで、改修の実績も似たり寄ったりで、そう悪いことじゃない、遜色はないよと、こういうことなんです。それはともかくとして、例えば幸田町も古いまちですし、ほかの市町も古いまちという中で、ほかの市町のことを触れるつもりはございません。

特に、高齢者の方で昔から住んでおられる方、昔の家は丈夫につくってあるという面もあるわけですが、1階よりも2階建てのほうが問題があると。そういった点で、その大きな家に老夫婦だけで2人で住んでいて、改修費用が何百万円だとなれば、やっぱり先行き不安になるし、年金はどんどん削られてくるわと、おじいさんどうしようかと、こうなれば、やめとけやと、家がつぶれたら一緒に行けばいいじゃないかと言って、こういう人だっておるわけです。それがいいとか悪いとかということじゃなくて、それが現実といったときに、じゃあ幸田町として、行政として、そういう人たちがおるよという現状認識を解説したって、何も出てこうへん、一歩も前進せえへんと。じゃあ、そう

したときに、そういう人たちの命を守るためには、施策としてどういう選択ができるのかと言ったら、60坪、70坪という大きな家、あるいはそれ以上の大きな家、全体じゃなくて、その住む高齢者や障害者や、あるいはさまざまな人たちが日常的に一番多く使う部屋、あるいは寝室という形で改修する部屋を限定をさせて、そこだけの耐震の改修でも補助対象にしましょうよと、こういう形で出てくるのが耐震シェルターという形です。

ですから、家全体を対象にする、それは引き続きやっていただければ結構ですわ。と同時に、もう一つの選択肢として、日常的に一番多くいる時間の居間をするのか、寝ているときにするのか、あるいは障害とか、寝たきりとか、いろいろなものがあるときに、そういう特定の部屋一つ、あるいは二つだけを耐震化していく、それも補助対象にしましょうよと。こういう点では、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 耐震シェルターの動向でございますが、県下でも5市ほどやっているという状況はつかんでいます。

特に、幸田町の場合、田舎で大きな家は、田の字というか、4部屋で8畳4間というような大きな家の方たちは、伝統工法ということで、なかなか耐震化すると非常にお金がかかるということで、ほとんどの方が足踏み状態と。ただし、その人たちは部分的に、居間とか台所というんですか、そういうところは改修というか、増築をされるというのが実態ですが、今言われる耐震シェルターも今いろいろ出ています。鉄骨のものから、木造で6畳1間を四角にするというもの等が出ていまして、特に田の字のところに1部屋、寝る場合につくるというのは、非常に効果があるというふうに思います。

ただ、そのシェルターを補助対応にするかということについては、耐震改修自体が家全体での改修ということで進めておるわけで、そういうものが部分的に改修するということで、減っていくという可能性も考えられます。

しかしながら、補助の対象を、やはり今言われた高齢者、65歳以上とか身障者の方が、よその市町では、そういうシェルターの対象にしてみえるというようなことがございます。こういう方は、改修に対する資力とか意欲が期待できない世帯というふうに判断をしておりますので、こういう方の臨時の措置として必要があると考えています。

ただし、実施時期については、今年度、愛知県が耐震改修促進計画の見直しをしております。それで、実はこの中で、耐震シェルター補助の扱いについて、現在、掲載することを含め、検討中でございます。

今後、こういう愛知県の動きとか、近隣の動向を見ながら判断すると同時、今、耐震診断とか耐震改修は、社会資本整備総合交付金で行っているわけですが、この耐震シェルターがその対象になるかということは、まだしっかりしてございません。

そういう点では、この交付金が採択できるように今後努力をし、国の財源を前提として、これを実施するのかを考えていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、答弁もございましたが、県下の状況も、まだ数は全体としては少ないですね。私が持っている資料でいきますと、田原市、一宮市、高浜市、蒲郡市、

春日井市と、こういう状況で、それ以降、ふえてきている状況があるかどうかはわかりませんが、減ることはないわけなんで、これからだんだんふえてくるということは、これらの市は、結局、耐震化率が極めて低いということと、もう一つは、多額な費用がかかる。しかし、住民の命と暮らしは守っていく、そういう施策の選択の中で、耐震シェルターという形で限定されても、一日じゅうの中で一番多くいる部屋が一番いいだろうと。たまにしか使わんとおいたら、たまに地震が来てつぶれちゃったと、それはしょうがないと言ったら怒られちゃうけれども、だけれども、家全体をやろうといったときに、どこかにやっぱり先ほど言われたように、四八、六八という、そういう造りの家が多い中で、全体をやれば、それは大変なことです。といったことも含めて、他市町の状況がございます。そうした点で、一定の制限をつけているところと制限がついていないところ、あるいは対象をだれにするのかという状況については、つかんでおられるというふうに思います。そうした点で、どのような他市町が、五つの市が対象世帯や補助の上限や、補助対象内容も含めて、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 県内の市については、今、議員言われますように、5市が実施をしております。平成21年度が高浜市を皮切りに、23年度が春日井市までということでございます。

要綱としては、耐震診断が基本的には1.0未満というところが大半で、一宮市が0.7未満ということでございます。

対象世帯については、「制限なし」が高浜市と春日井市の2市、あとについては、65歳以上または障害者のいる世帯というふうに決めてみえます。

補助の上限額につきましては、15万円から30万円ということで差がございます。また、ベッドについても、30万円から15万円というような形で行われています。

補助については、春日井市が半額でございますが、あとは全額ということでございます。

ちなみに、23年11月現在でございますが、実績としましては、全市において、平成21年度から8件がシェルターで実施をされているという状況でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 状況としては、まだこういうシェルターという発想、あるいは行政の取り組みというのが、その実施をしている自治体の中でも徹底されていないということと、もう一つ、高浜市と春日井市を除けば、みんな制限を設けているという点が、使い勝手が悪いというふうに私は思います。

したがって、幸田町もこのシェルターの関係は、一つは、先ほど県の動向と、それから近隣市町の動向、さらには社会資本整備交付金がこれにも充当できるのか、充用できるのかというのを見定めて、腰を上げていきたいと、こういう答弁であります。

そうしたときに、私は余りたくさん制限を設けると、ふるいにかけるということよりも、私はここでいけば、実施をしているところは65歳以上、あるいは障害者だと、そういう一定の条件や制限を設けている。さらには、自力で避難することが困難だと、これは年齢制限のない自治体であります。そうしたことも含めていくなれば、できるだ

け敷居は低く、窓口は広くと、これが基本的には補助制度の前提であります。

したがって、あれもクリアせよ、これもクリアせよと言って、敷居を高くすれば高くするほど敷居にけつまずいて転んじゃうという点も含めていくなれば、制度をつくっても生かされないような制度にしないように、そうした点から含めていくなれば、私は少なくとも耐震シェルターの関係でいけば、あなた方が今答弁されたように、今後、情勢の進展によってはということですが、24年度初頭には、その方向性も、県も、それから近隣市町も、さらに社会資本整備交付金の関係も方向性が出てきますから、それは要綱を含めて制度を創設をしていくというのは、もう現実の問題として出てくる。

したがって、そうしたときには、余り敷居を高くしないようにということで、窓口も広くという形で、まずそういう取り組みの姿勢の問題として答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 先ほどの県下の状況でございますが、この5市以外にも、やはり検討している市町は多く出てございます。愛知県がそういうふうに補助にしようかという検討をしておるといことは、少なくとも今の耐震化の改修以外に、こういうシェルターも考えようという意向だと思います。

今回、愛知県が平成23年度に促進計画を見直しされます。それで、本町も平成24年度に幸田町耐震改修促進計画の見直しを行う予定でございます。それで、この中に、愛知県の例が非常に参考になるんですが、この中に耐震化の推進ということで、耐震化の補助としてシェルターとか防災用品が入れられるかどうかということを検討をして、今後、いろいろ各市町の情報収集に努めて、耐震化促進の支援施策を研究していきたいと。

実は、利用できるよということでございますが、平成21年度に行いました、一般の簡易型の改修費補助30万円については、1名ほどやられるという意向があったんですが、実績はないということでした。

ですから、今回、こういう制度をつくる以上は、利用されるものでないといけないというふうにも思いますので、そういう各市町を特に念入りに調査をして、具体化をしていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、あなたの答弁にもありますように、制度はつくっても生かされないということが、ほかの市町、幸田町の実績もあるんで、つまり仏つくって魂が入っているのか入っていないかはともかく、利用しにくいというものをつくったんでは、結局、生かされないということも教訓の中で酌んできたよという答弁であります。

したがって、その教訓も、先ほど申し上げたように、敷居は低く、窓口は広くという形で、余り制限は設けないような形で活用ができるよということ、さらなる計画の見直しの中に私は入れていただきたいと。

それから、もう一つは、こういう耐震シェルターであっても、その費用というのは結構高いんですわ。高いということで、それさえも十分ではないよといったときに、防災ベッド、こういうのがあります。

たまたま私は静岡県の静岡防災センターというところに、どこの委員会で行ったかち

よっと記憶がなくて申しわけないですが、議会の委員会で行政視察をしてまいりました。そこに防災ベッドというのがありますよね。それは、先ほどの耐震シェルターということよりも、さらに小規模にして、ベッドだけだという形の中でやると。

それは、一つは、寝ているときに、起きたときにはもうどうしようもないと。しかし、ベッドだけにおればということと、もう一つは、体が弱って寝たきりの人たちが、そういうところの利用をすることによって、災害弱者がさらにまた弱者にならないような手だてという形の中で、防災ベッドというものも、今、その対象にしてきている自治体もふえております。それとあわせて、これからさまざまな防災にかかわる備蓄・備品というような形の中で、その選択肢は広がってくると思うんです。

ということで、計画の中でこれとこれとこれというものを出して、それ以外のものについては一切だめですよという、余りにも窓口を狭くということよりも、奥行きがないようなことではなくて、これから情勢の進展や発展の中で、いろんな技術の進展も含めて、新しい防災備品やら、あるいは防災にかかわる商品というのは出てきます。それについても、やっぱり計画の中で、それらについてもきちっと対応できるんだよというのは、私は記述の中に、計画の中に、書いておけばいいというもんじゃない。計画をしておいて、それを確実に実行できるような、そういう実効性のある計画についてどういうふうにお考えなのか、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） シェルターにつきましては、現在、ベッドも兼ねたもので25万円から277万円ということで、非常に種類が多様化しており、かつ防災ベッドについては30万円から50万円ということで、本当に今、防災意識が高まる中で、そういう製品も発達途上というんですか、いろいろ工夫をされてくる時期だというふうに思っています。

こういうのが今後の計画に反映するかどうかということですが、こういう情報を今度の平成24年度ですので、来年度、改修計画をつくるという中では、非常に急を要するわけですが、収集をしながら、なるべく使えるようなものにしていきたいと。

今後、改修計画をつくって、要綱をつくるというような形になると思うんですが、そういう点では、この改修を含めて必要性を感じておりますので、十分研究をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今言われたように、防災ベッドは25万円ということですが、先ほど申し上げたように、技術の進歩と情勢の要請という点からいけば、もっともっと安くて安全性が確保がされるという商品もたくさん出てくると思うんですよね。

ですから、私は必ずしも今言われたような形の中で、これもあれもということじゃなくて、要はそういう情勢の発展に応じて、きちっと窓口なり対応ができるような道を考えていただきたい。これは、条例とか規則とか、あるいは要綱でもそうですが、特認条項というのがあるんですよね。特認条項というのは、簡単に言えば、町長が特に認めたことと、こうなれば、町長が認めたことによって、その条例や規則や要綱の中に定めていないことであっても、その趣旨に沿うものであれば、町長が特に認めたこと、私は余り

特認条項というのは好きじゃないですわ。好きじゃないけれども、情勢がこれから動いてきたときに、来年、改修計画をつくって、それに見合った要綱をつくっていきますよと。しかし、先ほど申し上げたように、情勢は変わってくるわけですから、そうした点でいけば、くそ道あけるという表現は適切じゃないけれども、特認条項の制定も必要ではないかということをお願いして、もう時間がないので終わりますが、それに合わせて答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） あくまでも、この平成23年度で愛知県のほうで促進計画の見直しをされ、県下の状況も5市から若干ふえる状況にもあります。そういう点では、そういう情勢を本当に収集しながら進めると同時に、先ほども申し上げましたように、なるべく皆さん多くの方に利用される制度ということの研究していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、明日12月8日木曜日午前9時から再開します。

本日一般質問された方は、議会だよりの原稿を12月19日月曜日までに提出をお願いいたします。

ここで、1点、連絡を申し上げます。

本日16時から全員協議会を開催いたしますので、御出席をお願いいたします。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年12月7日

議 長 池 田 久 男

議 員 伊 藤 宗 次

議 員 大 嶽 弘